2019 年度

愛知文教女子短期大学
自己点検・評価報告書

令和 2 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書.....
1. 自己点検・評価の基礎資料.....
2. 自己点検・評価の組織と活動.....

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】.....

［テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神］.....
［テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果］.....
［テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証］.....

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】.....

［テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程］.....
［テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援］.....

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】.....

［テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源］.....
［テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源］.....
［テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］.....
［テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源］.....

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】.....

［テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］.....
［テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］.....
［テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス］.....

【資料】

［様式 9］提出資料一覧
［様式 10］備付資料一覧
［様式 11～17］基礎データ

1. 自己点検・評価の基礎資料

（1）学校法人及び短期大学の沿革

大正１５年１２月 ５ 日　創設者足立闇励は女子教育の重要性を痛感し、質実有為で宗教的情操を身に付けた真人育成を目的とする高等女学校設立を望み、当時の稲沢町長並びに地元有力者の協力を得て当地に校地を選定する。
１２月 １３ 日　稲沢高等女学校設立認可申請
昭和 ２ 年 ３ 月１４ 日　稲沢高等女学校設立認可
昭和１８年１１月 ５ 日　財団法人足立教育報国財団設置認可
昭和２２年 ４ 月 １ 日　新教育制度により真和中学校設立
昭和２３年 ３ 月 １ 日　財団法人足立教育報国財団を財団法人足立学園と改称
昭和２３年 ３ 月３１ 日　稲沢高等学校普通・家庭課程設立認可
昭和25年 ４ 月　教育機関としての大学等がなかった尾西地区の文化的発展のために女子家政科を中心とした短期大学を設置し、宗教的信念を持った質実健全な女性を育成し、日本の文化向上発展に寄与することを目的とし短期大学設立準備委員会を発足
昭和２６年 ３ 月 ５ 日　財団法人足立学園を学校法人足立学園に組織変更
３月 ７ 日　稲沢女子短期大学家政科第１部設置認可　初代学長本田義英就任
10月 26日　足立学園創立25周年記念及び大学開学記念式典挙行
昭和２７年 ２ 月２０ 日　家政科第２部設置認可
４ 月 １ 日　稲沢高等学校から稲沢女子高等学校に、真和中学校から稲沢女子中学校に改称
昭和２８年１２月 １ 日　足立闇励　稲沢女子短期大学学長就任
昭和３１年 ２ 月１０ 日　稲沢幼稚園設置認可
昭和３２年 ４ 月 １ 日　稲沢女子短期大学家政科栄養コースを栄養士養成施設として指定（家政科第１部を栄養と被服の２コースに分ける）
昭和３８年 ３ 月３０ 日　家政科第１部の入学定員増と生活デザイン科設置認可
昭和３９年 ２ 月２４ 日　生活デザイン科を教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定
昭和４１年 １ 月２５ 日　稲沢女子短期大学保育科設置認定
２ 月 ２８ 日　稲沢女子短期大学保育科を保母養成施設として指定
３ 月 ５ 日　稲沢女子短期大学保育科を教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定
３ 月 ３１ 日　稲沢女子中学校廃止
昭和４２年 ３ 月３１ 日　稲沢女子短期大学附属萩原幼稚園設置認可及び稲沢幼稚園を稲沢女子短期大学附属稲沢幼稚園に改称
昭和４３年 ２ 月２７ 日　足立学園創立40周年記念式典挙行
昭和４４年 ２ 月 ８ 日　稲沢女子短期大学幼児教育学科第３部設置認可
４ 月 １ 日　稲沢女子短期大学家政科第１部は家政学科第１部に改称
稲沢女子短期大学保育科を稲沢女子短期大学幼児教育学科第１部に改称
昭和４５年 ３ 月２７ 日　稲沢女子短期大学附属稲沢幼稚園を稲沢女子短期大学附属第一幼稚園に改称
稲沢女子短期大学附属第二幼稚園設置認可
昭和４６年１１月 １ 日　足立学園創立45周年記念式典挙行
昭和４７年 ２ 月２５ 日　稲沢女子短期大学幼児教育学科第３部を保母養成施設として指定
３ 月 31日　稲沢女子短期大学生活デザイン科を稲沢女子短期大学デザイン美術科第１部に改称
昭和５０年 ３ 月１０ 日　稲沢女子短期大学附属一宮東幼稚園設置認可
昭和５１年１１月 ２ 日　足立学園創立50周年記念式典挙行

昭和５２年４月１日　林　恵　稲沢女子短期大学学長就任
昭和６０年１月２６日　学園創立者足立闇励　学園葬
１２月２５日　稲沢女子短期大学家政科第１部の入学定員増の認可（栄養、被服、情報の３コースに分ける）
昭和６１年４月１日　稲沢女子短期大学デザイン美術科第１部をデザイン、美術の２コースに分ける
１０月１８日　足立学園創立60周年記念式典挙行
１２月２３日　稲沢女子短期大学幼児教育学科第１部の入学定員増の認可
昭和６３年３月１４日　大成高等学校設置認可
平成２年１月１９日　稲沢女子短期大学家政学科を生活文化学科に変更認可
４月１日　生活文化学科第１部を食物栄養専攻及び生活文化専攻（生活、被服、情報秘書コース）に専攻分離
１２月２１日　稲沢女子短期大学生活文化学科第１部食物栄養専攻の入学定員増の認可
平成４年３月２５日　大成中学校設置認可
平成５年４月１日　稲沢女子短期大学を愛知文教女子短期大学に改称
稲沢女子短期大学附属第一幼稚園を愛知文教女子短期大学附属第一幼稚園に改称
稲沢女子短期大学附属萩原幼稚園を愛知文教女子短期大学附属萩原幼稚園に改称
稲沢女子短期大学附属一宮東幼稚園を愛知文教女子短期大学附属一宮東幼稚園に改称
稲沢女子短期大学附属第二幼稚園を愛知文教女子短期大学附属第二幼稚園に改称
平成８年３月１９日　愛知文教女子短期大学専攻科設置認可。介護福祉士養成施設として指定
５月１１日　足立学園創立70周年記念式典挙行
平成９年１２月１９日　愛知文教大学設置認可
平成１２年３月３１日　愛知文教女子短期大学生活文化学科第２部廃止
平成１３年４月１日　稲沢女子高等学校を愛知啓成高等学校と名称変更
５月１２日　愛知文教女子短期大学創立50周年記念式典挙行
平成１４年１２月１９日　愛知文教大学大学院設置認可
平成１５年２月１３日　愛知文教女子短期大学デザイン美術科第１部をデザインアート学科第１部に変更認可
平成１６年４月１日　愛知文教女子短期大学生活文化学科第１部食物栄養専攻の入学定員を80名から40名に変更
平成１６年１１月３０日　愛知文教大学大学院博士課程設置認可
平成１７年３月２９日　愛知文教女子短期大学生活文化学科第１部食物栄養専攻に栄養教諭免許課程認定申請
平成１７年４月１日　愛知文教女子短期大学幼児教育学科第１部の入学定員を135名から80名に、幼児教育学科第３部の入学定員を90名から70名に変更
平成１８年４月１日　愛知真和学園として愛知啓成高等学校、大成高等学校、大成中学校、愛知文教女子短期大学附属第二幼稚園を足立学園より分離。それに伴い足立学園を構成する学校は愛知文教女子短期大学、愛知文教大学、愛知文教女子短期大学附属第一幼稚園、附属萩原幼稚園、附属一宮東幼稚園の５校となる。
平成１９年４月１日　古山敬子　愛知文教女子短期大学学長就任
平成２０年３月３１日　愛知文教女子短期大学デザインアート学科第１部廃止
平成２３年３月２４日　短期大学基準協会の第三者評価において適格の認定
平成２３年１１月５日　愛知文教女子短期大学創立60周年記念式典挙行
平成２４年４月１日　愛知文教女子短期大学生活文化学科生活文化専攻・ファッションコース（旧被

服コース）募集停止
９ 月 24日　足立学園総合研究所オープン記念式典挙行
10月 １ 日　足立学園総合研究所設立
平 成27年 ３ 月31 日　愛知文教女子短期大学専攻科介護福祉専攻廃止
平 成28年 ４ 月 １ 日　愛知文教女子短期大学生活文化学科生活文化専攻・情報ビジネスコース設置

平 成30年 ３ 月 ９ 日　短期大学基準協会の第三者評価において適格の認定

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和２（2020）年５月１日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
愛知文教女子短期大学	愛知県稲沢市稲葉2-9-17	220	510	549
愛知文教大学 同大学院	愛知県小牧市大字大草字年上坂5969-3	110 8	480 16	463 0
愛知文教女子短期大学附属第一幼稚園	愛知県稲沢市西町二丁目35番17号	120	360	321
愛知文教女子短期大学附属萩原幼稚園	愛知県一宮市萩原町串作字流17-1	90	270	230
愛知文教女子短期大学附属一宮東幼稚園	愛知県一宮市千秋町小山字北川田1522-7	69	207	159

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和２（2020）年５月１日現在

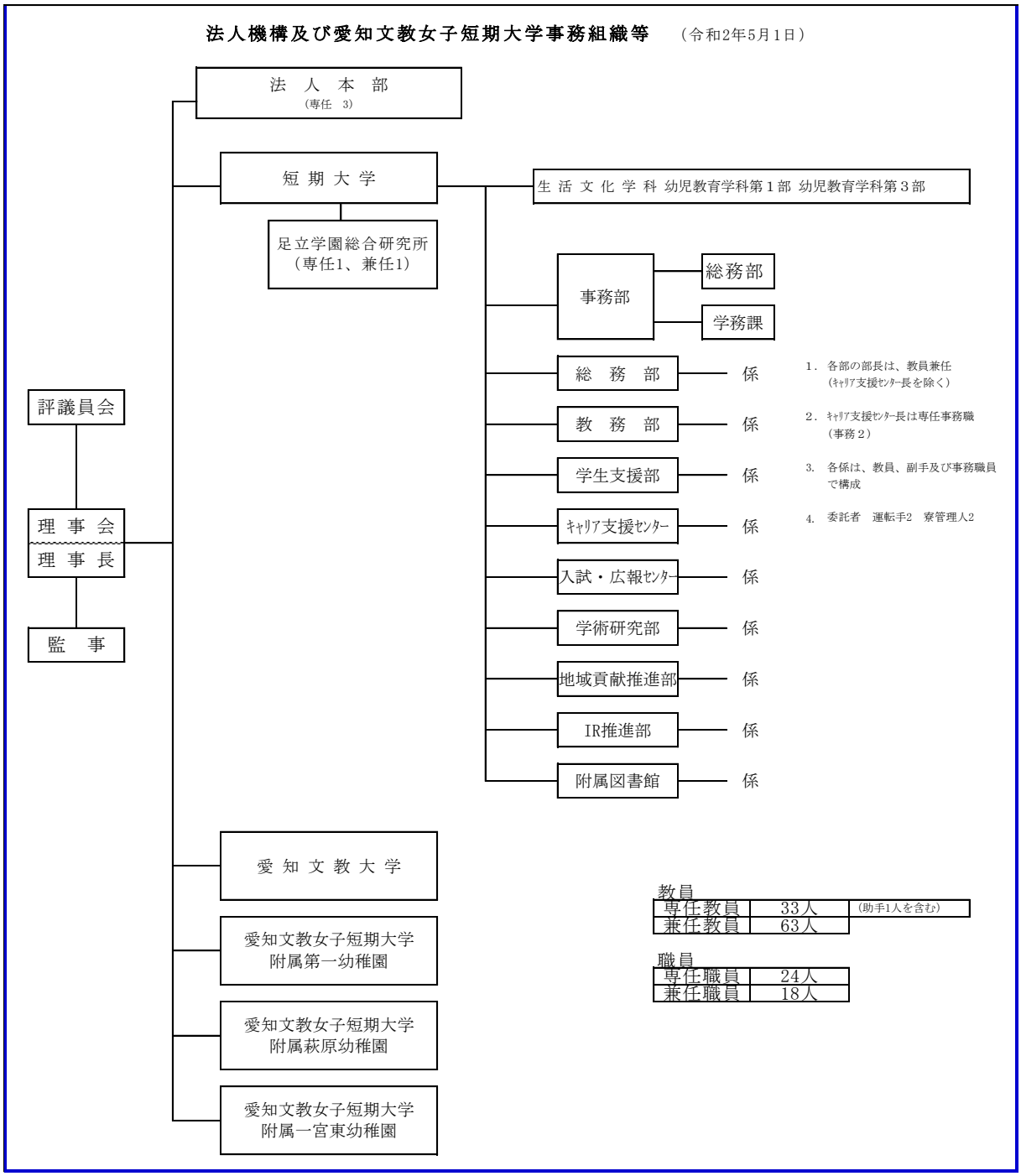

（4）立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■　立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

稲沢市（平成17年４月１日、旧「稲沢市」、旧「祖父江町」及び旧「平和町」が合併し、新「稲沢市」となる。）

人　口　　136,915人（平成31年４月１日現在）

世帯数　　54,550世帯（平成31年４月１日現在）

面　積　　79.35 ㎢

■　学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 27（2015）年度		平成 28（2016）年度		平成 29（2017）年度		平成 30（2018）年度		令和元（2019）年度	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
愛知尾張	78	33.5	73	30.9	70	27.1	93	32.7	57	25.8
愛知名古屋	21	9.1	32	13.6	28	10.9	24	8.5	26	11.8
愛知知多	13	5.6	17	7.2	32	12.4	29	10.2	27	12.3
愛知三河	16	6.9	17	7.2	16	6.2	15	5.3	15	6.8
岐阜	42	18.1	48	20.3	49	19.0	51	18.0	45	20.5
三重	31	13.4	26	11.0	34	13.2	41	14.4	25	11.4
静岡	9	3.9	5	2.1	8	3.1	8	2.8	5	2.3
その他	22	9.5	18	7.6	21	8.1	23	8.1	20	9.1

［注］

□　短期大学の実態に即して地域を区分してください。

□　この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。

□　認証評価を受ける前年度の令和元（2019）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■　地域社会のニーズ

昭和 26 年に家政科を開設して以来、昭和 41 年に保育科を開設。昭和 44 年には、保育科を幼児教育学科第 1 部に改称、同時に幼児教育学科第 3 部を設置した。第 3 部は元々尾西地域を中心に栄えた繊維産業で働く女子の教育を担っていたが、近年は経済状況の変化により、アルバイトをしながら学びたいと考える多くの学生のニーズに応える形となっており、これは本学の特徴の一つでもある。

平成 19 年 4 月からは、地域貢献推進部を設け、生涯学習講座や公開講座の実施、学生食堂の地域への開放などの取組みを通して、地域に根ざした短期大学づくりを積極的に進めている。本学が位置する稲沢市との間で、平成 23 年「災害時における協力体制に関する協定」を締結し、食物アレルギー対応の粉ミルクの備蓄、ボランティアの派遣等に応えることになった。さらに平成 25 年には、子育て支援、生涯学習、食育等 7 項目からなる「連携に関する包括協定」を締結した。平成 24 年 10 月に短期大学内に設立した「足立学園総合研究所」は「人と人　ヒトとモノ　笑顔を結ぶ」という理念のもと、地域に対して、衣食住の枠を越え上質なライフスタイルの提案を行う「Adachi Fashion Academy」部門と、地域住民へ幅広い生涯学習の場を提供する「いなざわコミュニティカレッジ」部門からなる。この研究所の事業の一つとして地域ニーズを調査し、必要に応じて本学の知財等を地域住民や各種ステークホルダーへ提供している。研究所長は副学長が兼任し、短期大学や地域ニーズとのマッチングの効率化、円滑化を図っている。

また、各学科はそれぞれの教育・研究の専門性を生かして地域に貢献している。生活文化学科では「めざせ！ちびっこシェフ」といった食育事業や小学校で出前授業を行う「多様な学習支援活動」に参加している。幼児教育学科では「にこにこ Kids クラブ」・「にこにこ Baby クラブ」と名前を付け、乳幼児の親子を大学に招いてきた。平成 28 年 10 月に開設した「文教おやこ園」では、週 3 回にわたり親子触れ合いの場を提供している。これらの取組みは学生の

保育の実習の場となっている。

教員については専門分野の有識者として稲沢市の各種委員に委嘱され、精力的に稲沢市行政運営に参画している。学生は「稲沢夏まつり」、「稲沢市消費生活展」、「そぶえイチョウ黄葉まつり」などの稲沢市並びに関係団体が主催する各種行事の運営に携わるボランティアとして活動を行っている。また、前述の研究所を通じて、地域の各種ステークホルダーのニーズを受け、学生団体「未来に羽ばたけ！未来 Girls」が「稲沢イルミネーション」などの地域の町おこしイベントの立案・運営・ボランティアなどを行っている。

平成 26、27、28、29 年度には「私立大学等改革総合支援事業（タイプ２：地域発展）」に申請し選定された。平成 28 年度には文部科学省の私立大学等教育研究活性化設備整備事業にも採択され、学生食堂に地域と大学双方の交流を活性化させる機能を加えた地域交流ホールへの機能拡充を整備した。本学は、学長のリーダーシップのもと、「地域に根ざし、稲沢市の発展に寄与する大学」たるべく、地域との連携を一層推進する教育機関となっている。

■ 地域社会の産業の状況

稲沢市は 680 年以上もの歴史を誇る植木・苗木の生産地として全国的に知られており、埼玉県川口市、大阪府池田市、福岡県久留米市と並ぶ日本四大生産地の一つである。そのルーツは鎌倉時代、国分寺柏庵和尚が中国で学んだ柑橘類の接木法を、矢合地区の農家に広めたことが最初だと言われている。稲沢の植木・苗木は、苗の育成に適した気候と木曽三川がつくった肥沃な土壌により、種類が豊富で品質も良いことから、各地で高い評価を得ている。また、名古屋市へのアクセスが良いため、近年はベッドタウンとしての発展がめざましい。三菱グループや豊田合成などの工場が進出している。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項(向上・充実のための課題)
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 ［テーマ A 教育課程］ シラバスにおいて、 「授業概要・ねらい」と、科目の「学習成果」の書き分けが明確ではない科目が散見され、文言の不統一もみられることから、検討することが望まれる。
(b) 対策
本学では、シラバスの第三者による点検として、生活文化学科と幼児教育学科のシラバスを、学長が指名する他学科の教職員が、それぞれの記載内容が適正か点検を行っている。その際に、ご指摘のあった、内容の書き分け、文言の統一を重点箇所として点検している。
(c) 成果
上記の点について改善されたが、今後も引き続き内容の見直しは行っていきたい。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項(向上・充実のための課題)
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 ［テーマ A 人的資源］ FD 活動は行われているが、FD 活動に関する規程がないので整備することが望まれる。
(b) 対策
FD 活動に関する規程の策定を、検討している。活動内容によっては、SD 活動と合わせて実施しているものもあるので、実態に合わせたものにしていきたい。
(c) 成果
令和 2 年度には、規程の策定を予定している。

(a) 改善を要する事項(向上・充実のための課題)
［テーマ B 物的資源］ 生活文化学科生活文化専攻の入学定員超過の状況を改善し、教育の質を担保する上でも適切な定員管理が望まれる。
(b) 対策
生活文化学科生活文化専攻の入学者数は、入学定員の 30 人に対し、平成 29 年度 47 人、平成 30 年度 50 人と超過していたが、令和元年度に定員管理を強化し見直しを図った。
(c) 成果
上記の結果、令和元年度の入学者数は、29 人とほぼ定員に近づき、令和 2 年度は、33 人となっている。

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応(「早急に改善を要すると判断される事項」)
なし
(b) 改善後の状況等

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和２（2020）年５月１日現在

① 教育情報の公表について

No.	事　項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	教育研究上の基礎的な情報 1 教育目的・教育目標
2	卒業認定・学位授与の方針	修学上の情報 6 ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）
3	教育課程編成・実施の方針	修学上の情報 3 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画
4	入学者受入れの方針	修学上の情報 2 入学者に関する受入方針、入学者数・収容定員・在学者数・卒業者数、進学者数、就職者数、学修時間等
5	教育研究上の基本組織に関すること	修学上の情報 1 教員組織、各教員が有する学位及び業績
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	修学上の情報 1 教員組織、各教員が有する学位及び業績
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	修学上の情報 2 入学者に関する受入方針、入学者数・収容定員・在学者数・卒業者数、進学者数、就職者数、学修時間等
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	修学上の情報 3 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	修学上の情報 4 学修の成績に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	教育研究上の基礎的な情報 3 校地、校舎等の施設その他の学生の教育研究環境

11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	教育研究上の基礎的な情報 4 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	修学上の情報 5 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援

② 学校法人の情報の公表・公開について

事　項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	財務情報等（学校法人足立学園 HP「報告書などの公開」財務情報）

［注］

□　上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。
本学 HP トップページー大学案内ー公開情報
（URL:https://www.ai-bunkyo.ac.jp/ disclosure）

（7）公的資金の適正管理の状況（令和元（2019）年度）

■　公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的研究費補助金の使用については、研究倫理規程　公的研究費管理規程　研究活動不正防止規程　公的研究費の不正使用防止計画　公的研究費の管理・監査体制　公的研究費内部監査手続程等を設け、1 年に 1 回、全教員を対象に研修会を行い、不正取引が起こらぬよう周知徹底している。

事業等		（採択）年度	補助（委託）金額	
私立大学研究ブランディング事業	「食物アレルギーの子どもを守る」大学へ ―保育所における職種間連携を含む食物アレルギー教育推進事業―	平成 28～令和元年度	32,832,000円/平成28年度 39,000,000円/平成29年度 40,000,000円/平成30年度	文部科学省
成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進事業	生涯保育士養成を目指す大学・地域・保育所の連携型教育プログラム開発事業	平成 28～29 年度	4,866,748円/平成 28 年度 5,900,8188 円/平成29年度	文部科学省
私立大学等改革総合支援事業　タイプ２「地域発展」		平成 28～29 年度	11,257,000 円/平成 28 年度 19,000,000 円/平成29年度	文部科学省
私立大学等教育研究活性化設備整備事業タイプ２「地域発展」	（学生食堂を地域交流ホールに機能拡充）	平成 28 年度	5,375,000円	文部科学省

子どもゆめ基金		平成28～30年度	939,712円 /平成28年度 810,483円 /平成29年度 455,887円 /平成30年度	独立行政法人国立青少年教育振興機構
科学研究費助成事業 基盤研究（C）	特別養護老人ホームの看取り介護の実践と職務満足度	平成25～28年度	直接経費 700,000円 間接経費 210,000円/ 平成28年度	独立行政法人日本学術振興会
科学研究費助成事業 基盤研究（B） 共同研究	学童における食習慣と肥満および生活習慣病リスクマーカーに関するコホート研究	平成25～28年度	390,000円/ 平成28年度	独立行政法人日本学術振興会

その他

職業実践力育成プログラム（BP）	履修証明プログラム ビジネスコース メディカルコース	平成30年度	受講生へハローワークから受講費の４割＋２割（資格の取得で就職の場合）	文部科学省

2. 自己点検・評価の組織と活動

■　自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

令和元年度の自己点検評価委員会の構成は下記の通りである。

委員長　祢宜佐統美（ALO　教務部長　教授）
委員　　古山敬子（学長）
委員　　安藤京子（副学長　生活文化学科長　教授）
委員　　朴　賢晶（副学長　幼児教育学科長　教授）
委員　　加藤智子（総務部長　教授）
委員　　保科潤一（学生支援部長　教授）
委員　　水谷久康（IR推進部長　生活文化学科・生活文化専攻長　教授）
委員　　早矢仕清貴（入試・広報センター長　教授）
委員　　笠井紀世史（幼児教育学科長補佐　教授）
委員　　渡辺香織（学術研究部長　准教授）
委員　　奥村智子（地域貢献推進部長　准教授）
委員　　西澤早紀子（生活文化学科　講師）
委員　　庄子圭吾（幼児教育学科　助教）
委員　　鈴木雅之（法人本部長）
委員　　榊原宏樹（キャリア支援センター長）
委員　　長谷川千代松（事務長）
委員　　居澤　博（総務課長）
委員　　山本育子（学務課長）

■　自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

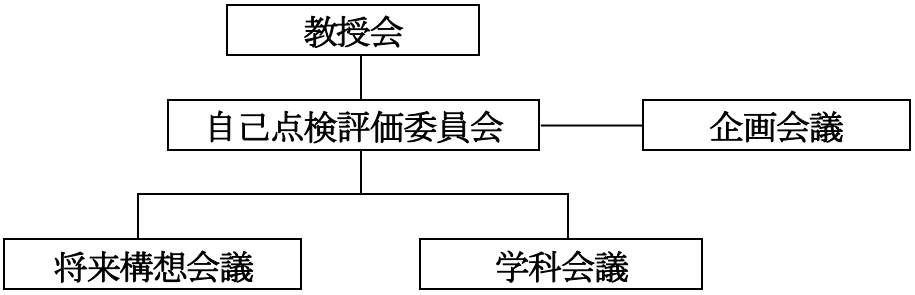

■　組織が機能していることの記述（根拠を基に）

学則第２条に「自己評価等」を掲げ、それに基づいて「自己点検・評価実施規程」を定めている。

平成６年度に自己点検評価委員会が組織され、平成15年度から自己点検・評価報告書を発行してきたが、平成16年11月に財団法人短期大学基準協会（以下、「協会」という）から「評価基準」、「自己点検・評価報告書作成マニュアル」が示されたことを受け、それまでの年次報告書な内容から、方針、構成、内容など異なる部分について自己点検評価委員会において全面的な見直しを行い、自己点検・評価報告書を作成することとした。具体的には、協会の「自己点検・評価報告書作成マニュアル」に沿って次の方針のもとに自己点検を進め、次年度に向けての行動計画を策定している。

１．各学科や関係部署でPDCAサイクルに従って現状の把握や分析を行う中で課題を発見し、課題の解決に向けた改善計画を立てる。
２．各部署における自己点検結果を自己点検評価委員会に持ち寄り、課題を共有し、課題の解決に向けた全学的な行動計画を策定する。
３．自己点検評価委員会において当該年度の自己点検・評価の結果をまとめ、協会の「自己点検・評価報告書作成マニュアル」に従って自己点検・評価報告書を作成して全教職員に周知するとともに、本学のホームページにも掲載し、学外にも評価結果を公表する。

平成17年度より開始された財団法人短期大学基準協会の第三者評価を平成22年度にお願いし、当協会指定の評価システム・評価要領に沿って、ALO主導のもと検証作業を行った結果、平成23年３月24日、平成30年３月９日付で「適格」の評価を受けることができた。それ以降も、自己点検・評価報告書の作成に当たっては、ALOを中心に各学科、関係部署及び各種委員会などで点検作業を進め、自己点検評価委員会でまとめを行ってきた。

平成28年度の自己点検・評価報告書を作成するにあたり、将来構想会議、学科会議、企画会議等と連携して、建学の精神の意味するところを共通理解することから始め、従来の教育目標、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを見直し、新たなものを策定した。さらに、各学科・専攻課程ごとの学習成果やカリキュラム・ツリー、キャップ制、科目ナンバリングなどについても精力的な議論を行い、平成28年度中に策定することができた。

■　自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和元（2019）年度を中心に）

本学では、自己点検評価委員会と連携する会議として企画会議、将来構想会議、学科会議があり、自己点検評価委員会に諮る議題の準備はこれらの会議を中心として行っている。特に、将来構想会議は本学の10年後、20年後の姿を見据えた中長期の目標を策定するために、学長のリーダーシップのもと、平成27年９月に発足した会議である。学長、法人本部長、教務部長、学科長等で構成し、ここで発案されたことが学科会議、企画会議でさらに議論が深められ、自己点検評価委員会に諮られる。将来構想会議と自己点検評価委員会の活動記録を次に記す。

【将来構想会議】

毎月１回会議を持ち、教育・研究分野、学生支援分野、地域貢献分野、大学マネジメント分野について議論を重ねてきたが、自己点検・評価に関係する部分の活動記録は次の通りである。

（平成29年）

１月

学科で策定した学科・専攻課程（コース）の学習成果とカリキュラム・ツリーの確認

科目ナンバリングの提案

学生による学習成果の自己評価について検討

３月

アクションプラン2016の評価とアクションプラン2017の修正

（平成30年）

10月

3P、学習成果の内容についての情報共有

12月～1月

ポートフォリオ導入について検討

（平成31年・令和元年）

４月

相互評価・認証評価の日程確認

2019年度導入予定項目の確認（ポートフォリオ、PROGテスト）

５月

自己点検報告書の各基準の観点の確認報告、着手する課題の洗い出しの報告

７月

認証評価　評価員研修会報告

11月

外部評価委員会のメンバー検討

教務担当者研修会の報告

12月

外部評価委員会の準備

１月

外部評価委員会の準備

【自己点検評価委員会】

（平成29年）

５月10日

第１回自己点検評価委員会

・「平成28年度自己点検・評価報告書」原稿の点検について

・提出資料・備付資料の準備について

５月19日

「平成28年度自己点検・評価報告書」の原稿確定（第２次）

６月７日

第２回自己点検評価委員会

・「平成28年度自己点検・評価報告書」原稿の最終点検について

（平成31年・令和元年）

6月12日

第１回自己点検評価委員会

・「平成30年度自己点検・評価報告書」原稿の点検について

・提出資料・備付資料の準備について

【基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果】

［テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神］

［区分　基準Ⅰ-A-1　建学の精神を確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
(2)　建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
(3)　建学の精神を学内外に表明している。
(4)　建学の精神を学内において共有している。
(5)　建学の精神を定期的に確認している。

＜区分　基準Ⅰ-A-1 の現状＞

本学の「建学の精神」は学則第１条（目的）に示されている。これに基づく「教育理念」は以下の通りである。

≪建学の精神≫

『質実にして知性高く宗教的情操を身につけた真人を育成する』

●「一生涯生き甲斐ある幸せな生活を送ることができる女性を育てる」　創立者　足立闇励（ぎんれい）

学園の創立者である足立闇励は、学長室を持たず、教職員とともに、できる限り学生に接するようにし、誰よりも授業に励んだ。

先生は、「人生生活とはすべて何事もみな心より起こる。心の起こる元は『信』であり、『信』とは〈真心と真心の通じ合い〉である。知・情・意の円満な心を持つことにより、正しく、知に明るく、和やかな精神生活が送れるのである」という信念のもと、本学を設立した。

そして、一生涯生き甲斐があり、家庭で、社会で、幸せな生活を送ることができる女性を育てることが使命であると考え、この尾西地区で女子教育を志した。その教育の原点が「心」である。

●生活のすべては「心」から。真心の通じ合いから、信用、信頼が生まれる。

先生の「人の一生における生活のすべては心が元になっている。人と人とが真心を通わせることで信用、信頼が生まれる。信用、信頼が得られ、知性、感情、意思の調和が取れた心を持つことにより明るく、正しく、和やかな生活（幸福な生活）を送ることができるのである」という信念のもとに掲げられた≪建学の精神≫は、学則第1条（教育の目的）として受け継がれ、学園創立90年を経過した今もなお本学における教育の指針となっている。

≪教育理念≫

『正しい心、知に明るい心、和やかな心、信じ、信じ合える心を持つ女性を育成する』《正・明・和・信》

上記の建学の精神と教育理念は、ホームページや大学案内のパンフレット、学生便覧、履修案内などに明記し、本学学生や受験生及び保護者をはじめ、学内外に広く公表している。非常勤講師には３月に行われる「科目担当者打合せ会」で、全教職員には年度当初の打合せ会で学長から伝達している。学生には新年度最初の全学文教アワー（BH）の学長講話の中で周知している。また、受験生や保護者にはオープンキャンパスや、本学の教職員が高等学校に出向いて実施する説明会、出前授業等において紹介し周知を図っている。さらに新入学生に対しては、新入生オリ

エンテーションにおいて周知し、入学式の学長式辞や年度当初の学長講話の中でも繰り返し触れるようにして徹底を図っている。

平成26年度からは、１年生全員が受講する必修科目「現代教養基礎」の中で、学長自らが学生に「建学の精神」を語ることで学生に対して一層の理解を促している。平成29年度より、授業の集大成となるまとめ講座・グループ発表のテーマが「信頼される女性とは」となり、より一層建学の精神を学生が考える講座となっている。また、平成30年度からは、建学の精神の講義内で、グループワークを実施し、具体的に建学の精神に基づいた本学の教育を意識させるように努めている。

教職員と学生が建学の精神をより身近に感じるために、平成27年度から学生便覧をハンディサイズにした。これにより、日々の学生生活の中で常にこれらを確認しやすくなった。さらに、年度末に教職員全員が「教職員自己点検シート」を用いてセルフチェックを行う仕組を設け、定期的に建学の精神の浸透を確認している。

平成27年度からは、大学の10年後、20年後のあるべき姿を考える「将来構想会議」が立ち上がり、大学の建学の精神、教育理念の見直しを行った。

この将来構想会議は、大学の将来構想と当面の様々な課題への対応方法、点検を行い、分野別中期目標（５か年）の策定についての検討を行った。大学の将来構想については、建学の精神、教育理念、教育目的・目標、３つのポリシーの周知推進や学内組織の改編などを含む全学的な中・長期計画を作成した。また、分野別中期計画では、①教育・研究分野、②学生支援分野、③地域貢献分野、④大学マネジメント分野について全学的取組としてのアクションプラン（３か年）の策定を行い、これを運用している。

［区分　基準Ⅰ-A-2　高等教育機関として地域・社会に貢献している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

(2)　地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

(3)　教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分　基準Ⅰ-A-2 の現状＞

本学は、学則第９章（公開講座）に「本学は広く地域社会に生涯学習の機会を提供するため、公開講座を開設する」と記され長年地域貢献に取り組んできた。

平成 19 年より地域貢献推進部を設け、生涯学習講座、公開講座、学生食堂の地域への開放などを積極的に進めている。平成 23 年「災害時における協力体制に関する協定」を締結し、食物アレルギー対応の粉ミルクの備蓄、災害支援員としてのボランティアの派遣等に応えることになった。平成 24 年には、短期大学内に足立学園総合研究所を設立し、積極的な地域社会・生涯教育の場への貢献を目的とする「いなざわコミュニティーカレッジ」と、ファッションを広義にとらえ生活環境をデザインすることを目的とする「Adachi Fashion Academy」を開設し、地域貢献に基づいた「人と人、ヒトとモノ、笑顔を結ぶ」取組みを開始した。研究所長を地域貢献推進部長が兼任し、地域と大学のニーズとシーズのマッチングを図っている。平成 25 年には稲沢市と「連携に関する包括協定」を締結し、公開講座、生涯学習に関する内容が含まれ、魅力ある公開講座、生涯学習の展開をしている。「稲沢市の生涯学習事業」として「広報いなざわ」に掲載され募集においても連携している。地域に向けてのリカレント教育、生涯学習部門を足立学園総合研究所が担当し、地域貢献推進部は学生の地域活動、ボランティア活動を統括している。平成 26 年より、地域にある老人福祉施設との協同事業として七夕茶会でのおもてなしを連続して開催している。また、市民病院からの要請を受け、病院祭りのボランティアを行ったり、市立図書館からの要請を受け読み聞かせなどを行ったりなど、授業で学んだ内容を活かしたボランティア

活動も積極的に行っている。平成 28 年には「文教おやこ園」が開設し、地域の子育て支援を行う場となっている。

主な取組みは以下の内容である。

①Adachi Fashion Academy の講座（平成 24 年～）

洋裁、DIY などのものづくりの講座に、地域住民が積極的に参加して学んでいる。特に染色の講座では、平成 27 年度より講座内で作成した作品を稲沢市民展に出品し、継続して入選、入賞を果たしている。「いなざわ・コミュニティーカレッジ」では、より積極的に地域社会、教育の場に貢献することを目的とし、地域のイベント、子ども向け講座、介護者の集いの他、夏期休暇中にはサマーカレッジを開催している。

②チアアップステーション（平成 28 年～）

「私らしさ応援セミナー～夢を持って働ける社会へ～」をテーマに再就職を応援する講座を開設し、３級ファイナンシャル・プランニング技能検定対策講座と潜在保育士再就職セミナーの講座を開催した。潜在保育士再就職セミナーは、保育士不足という社会問題を解決するべく稲沢市子ども課との連携で実施した。本学の教員６名、稲沢市子ども課の職員２名で全 10 回の講義と学外実習を行った。学内の文教おやこ園での保護者対応演習も加え、保育士資格を持ちながら子育て、介護等で保育現場から離れている方に再就職に向けて学び直しの場を提供した。平成 28 年は２回、平成 29 年より年１回行っており、保育士の再就職につなげている。

③めざせ！ちびっこシェフ（小学生対象の食育講座。平成 16 年～）

素材を観察するところから調理、試食まで学生がサポーターとなって子どもを指導する、料理を通して食の大切さを学ぶ食育講座を 10 年以上継続して行っている。

④「いなざわ・結・講座」（平成 26 年～）

市民が講師となる講座で、講師登録初年度は単発講座として開催する。好評な講座に関しては、連続講座として開催している。

⑤「子どもゆめ基金」（独立行政法人青少年教育振興機構）の採択事業（平成 26 年～）

小学生向けの講座を開催している。小中学校の家庭科教育の中で被服の分野が減少し、大量生産されるファッションが主流の今だからこそ、次世代に伝えたいファッションの基礎から応用までを体験するオリジナルプログラムで開催する土曜講座である。参加希望者が多く継続開催している。

キッズデザイナースクール、サマーカレッジ：夏期休暇中の大学施設を地域の方に開放し、市民に向けた夏期講座（平成 20 年～）である。平成 30 年より、地域の図書館や生涯学習施設を会場にし、稲沢市内教育経験者が講師となり、本学学生がスタッフとして講座の運営をサポートしている。

⑥その他

- 学校教育課「多様な学習支援活動」（平成 28 年～）
- 資源対策課「エコ料理教室」（平成 28 年～）
- 荻須記念美術館　着物で美術鑑賞をする企画（平成 25 年～）
- 地域振興課（平成 30 年）婚活事業
- 稲沢市消防団（平成 30 年～）学生消防団員として学生 5 名が消防関係の行事にボランティア参加している。

＜テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

今後の課題としては、教職員について、少しずつではあるが構成員が年々入れ替わっている。そのため、常に全教職員の間で誤解や認識不足が生じないよう、建学の精神や教育理念を共有しながら、各教職員が教育や研究実践、学生支援ができたかどうかについての点検をする機会を活かし、周知を図る必要がある。

また、学生自身・教職員一人ひとりが建学の精神や教育理念を自らの行動として実践ができるように教育・支援することが必要である。

＜テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

現代教養基礎の科目内で、具体的に建学の精神に基づいた本学の教育を意識した行動目標やペルソナを考え、発表会を行い多くの教職員が参観している。また、平成 30 年度には、建学の精神に基づいたブランドビジョン「ひとを想う挑戦」と行動目標となる「文教 WAY」を掲げた。これらにより、学生・教職員すべてが建学の精神を常に念頭に置いて勉学、教育、日常生活を送っている。

［テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果］

［区分　基準Ⅰ-B-1　教育目的・目標を確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
(2)　学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
(3)　学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6）

＜区分　基準Ⅰ-B-1 の現状＞

本学の教育目標は、建学の精神に基づき、「正しい心、知に明るい心、和やかな心、信じ、信じ合える心を持つ女性を育成する」《正・明・和・信》の教育理念のもとに次のように定めている。

（教育目標）　次のような女性を育成することを教育目標とする。

１．知性、感情、意思の調和のとれた心を持つ女性
２．自ら正しい行動ができ、社会に貢献することができる女性
３．豊かな教養と専門的な学術を身につけ、生涯にわたり学習し続けることができる女性
４．人に優しく、丁寧で、感謝の気持ちを忘れない、礼儀正しい女性
５．コミュニケーションが円滑にでき、誰からも信用、信頼される女性

各学科・専攻課程の教育目的・教育目標は次の通りである。

【生活文化学科】

（教育目的）

幅広い教養と生活に関わる各専攻分野の知識・技術・実践力を有し、柔軟かつ主体的に社会貢献できる女性を育成する。

（教育目標）

(1) 食物栄養専攻

栄養士としての役割を理解し、「食」と「健康」に関する知識・技術と教養を有し、食育の推進と健康の維持増進の担い手となる人材を育成する。

(2) 生活文化専攻

「人」や「社会」から信頼され、幅広いニーズに対応できるビジネス実務能力、ホスピタリティマインド、教養を有し、自ら考え行動できる人材を育成する。

【幼児教育学科第１部、第３部】

（教育目的）

子どもに対する愛情と保育への使命感を持ち、豊かな人間性と実践力を備えた保育・幼児教育の専門家として社会に貢献できる人材を育成する。

（教育目標）

子どもの健やかな育ちを支える保育・幼児教育に関する専門的知識、技術を身につけた保育者を養成する。さらに、教育理念である「正・明・和・信」の心を持ち、豊かな教養を身につけた保育者として社会に貢献できる人材を育成する。

各学科・専攻課程の教育目的・目標は、履修案内に明記し、学生に周知している。また、大学のホームページや大学案内のパンフレットにも掲載して学内外に表明している。

教育目的・目標は、時代のニーズに合致しているかを点検の目標とし、各学科・専攻において下図のように点検を行っている。平成28年度からの3か年では変更はない。

【教育目的・目標の確立ＰＤＣＡサイクル】

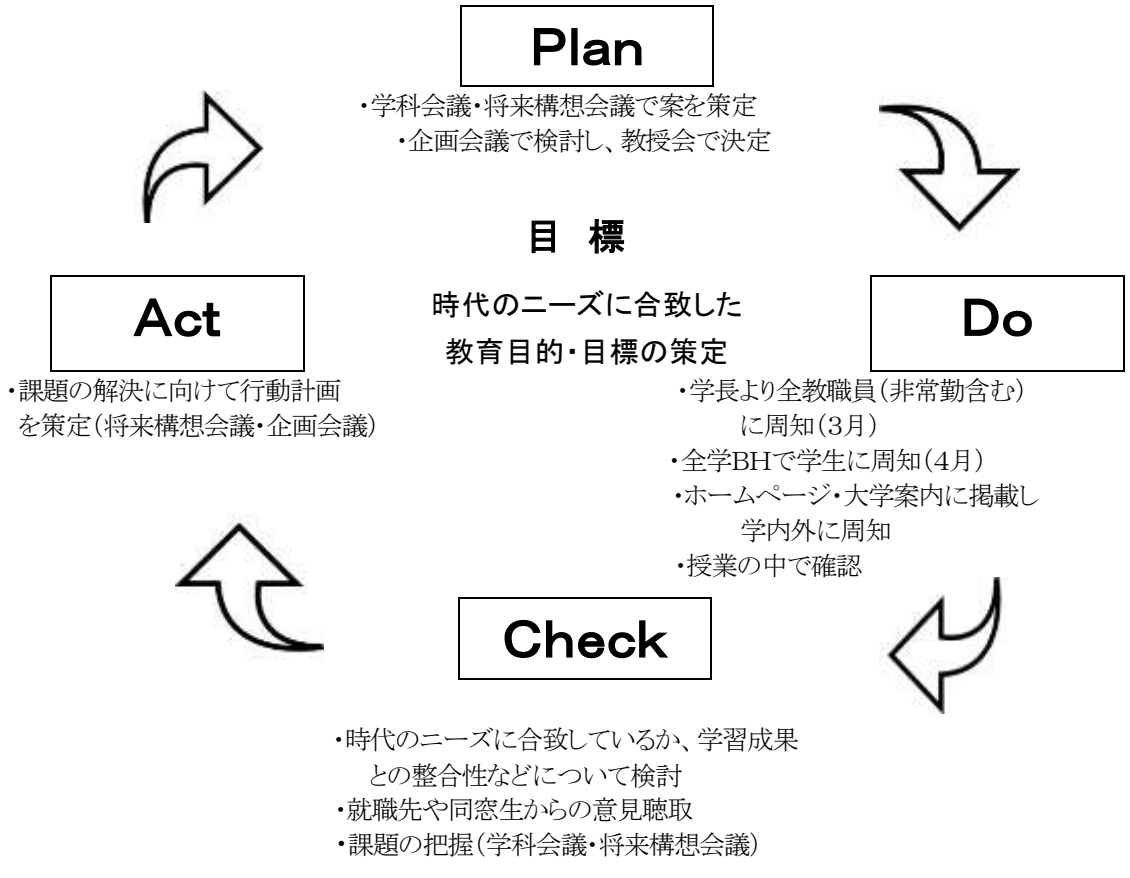

［区分　基準Ⅰ-B-2　学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

(2)　学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

(3)　学習成果を学内外に表明している。

(4)　学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅰ-B-2 の現状＞

建学の精神に基づいた女性（教育目標となる女性）像を基礎科目の学習成果として定めている。また、各学科・専攻課程ごとに教育目的・目標に基づき学習成果を定めている。学習成果は、科目の履修単位取得によって得られる知識・技能・能力をカリキュラム・ツリーで示している。カ

リキュラム・ツリーは履修案内に掲載し学生に周知するとともに、大学のホームページにも掲載して学外にも公表している。

次の表は、幼児教育学科第１部の学習成果とカリキュラム・ツリーの一部である。

１年間の学習が終了した時点で、次のような「学習成果の自己評価」を用いて各学生に１年間の学習成果の自己評価をさせている。これにより、学生は自らの強み・弱みを把握し、次年度の目標を立てることができるとともに、学科においては、学生全体の科目群ごとの平均点を算出し、これらを比較することにより当初目指した目標の達成度が鮮明となるため、次年度に向けての課題が明確になり、次年度の評価や授業方法等、授業計画案を策定する上での貴重な資料となっている。

学習成果の測定については、他にも各種検定の合格率や公務員試験の合格率、あるいは実習園や実習施設、就職先の事業所からの評価や、毎年前期と後期に２回実施する「学生による授業評価・満足度調査」等、多面的な評価を行っている。これらの各学科・専攻課程における取組みについては**基準Ⅱ-A-6** で述べる。

学習成果の定期的な点検については、学習成果の分析を行い、学科会議を中心に課題の発見に努め、その解決に向けて授業計画を立てている。

幼児教育学科 第1部　1年

学籍番号

氏名

学習成果一覧

科目区分	GPA
K	3.38
A	3.00
B	2.75
C	3.29
D	3.75
Total	3.26

学習成果のコース別平均

科目区分	GPA
K	3.00
A	2.52
B	2.35
C	3.01
D	3.33
Total	2.91

学習成果の分布表

区間	度数
1.25～1.49	2
1.50～1.74	1
1.75～1.99	2
2.00～2.24	6
2.25～2.49	5
2.50～2.74	5
2.75～2.99	9
3.00～3.24	12
3.25～3.49	9
3.50～3.74	9
3.75～4.00	2

反省と今後の目標	

学習成果の PDCA サイクルは次の通りである。

【学習成果ＰＤＣＡサイクル】

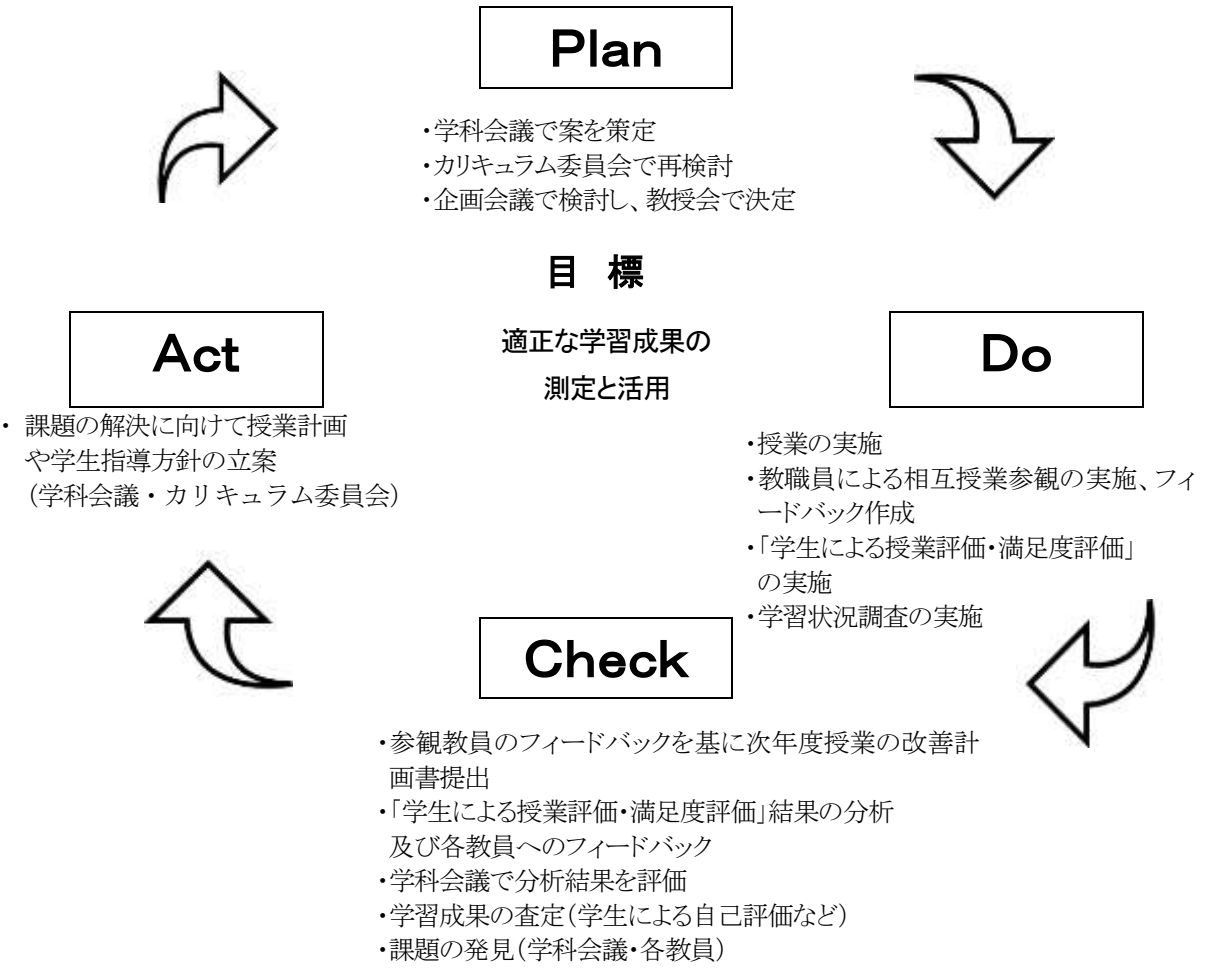

［区分　基準Ⅰ-B-3　卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

(2)　三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

(3)　三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

(4)　三つの方針を学内外に表明している。

＜区分　基準Ⅰ-B-3 の現状＞

建学の精神・教育の理念・教育目的・目標に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、2 年もしくは 3 年の学びで卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）まで到達できるように、教育課程を編成し実施できるよう、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）・教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を遂行できるように、必要な素質を持った入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を策定し、三つの方針を関連付けて一体的に定めている。この三つの方針を策定するにあたり、学科会議、企画会議、教授会で組織的議論を重ねている。

三つの方針について、入学前のオープンキャンパスから卒業までのそれぞれの場面で、常に念頭に置いて教育活動を行っている。オープンキャンパスでは、入学相談において入学者受入れの

方針（アドミッション・ポリシー）を説明し、入学後の新入生オリエンテーションでは、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいた授業科目等について説明し、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を確認し教育活動を行っている。

三つの方針は、ホームページや大学案内やパンフレット、学生便覧、履修案内に明記し、本学学生や受験生及び保護者をはじめ、学内外に広く公表している。

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の課題＞

学科・専攻課程内での学生の習熟度の差が大きいため、一斉授業で一定の学習成果が得られない学生に対しては個別指導などを実施している。短期大学としての教育の質を保証するために、今後はより一層きめの細かい教育計画と個別対応が課題となる。各教室にパソコンやプロジェクター等の視聴覚機器を整備しつつあるが、まだ全教室には設置できておらず、アクティブ・ラーニングが実施できる教室の整備が必要である。環境整備と共に、学生が能動的に学習できるような授業改善に積極的に取り組むことも必要である。また、教育効果の測定に関する教員研修を行ったが、学習成果を可視化できる仕組みを構築することが課題である。

平成 31 年度には、生活文化学科食物栄養専攻に関連して、「栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」が公表されることから、このような外部のニーズを加味し、教育目標ならびに３つのポリシーを見直す必要がある。それと共に、3 つのポリシーと学習成果の関連を、学内外にわかりやすい表現で可視化していく工夫が必要である。

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項＞

課題となっていた学習成果の自己点検の様式を変更した。学生自身の平均点のみではなく、所属学科全体の平均点や分布表を表示するものに変えたため、より自身の学習成果を認識しやすくなったと言える。

また、定期的に全学的な外部評価を受けることが課題となっていたが、外部評価委員会を発足したことにより、全学的な評価を受ける機会となり、全学的な改善点につなげる事ができるようになった。

［テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証］

［区分　基準Ⅰ-C-1　自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
(2)　日常的に自己点検・評価を行っている。
(3)　定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
(4)　自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
(5)　自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
(6)　自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分　基準Ⅰ-C-1 の現状＞

平成６年度より自己点検評価委員会が組織され、平成18年度より学則第２条（自己評価等）に基づいて「自ら点検及び評価を行う」と定めている。「自己点検・評価実施規程」の第１条に「この規程は、愛知文教女子短期大学における教育研究水準の向上と活性化を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価に関し必要な事項を定める」とし、委員会の目的を定めている。委員会は、学長をはじめとする18名の委員で構成される。高等学校訪問の機会を捉えて高等学校の意見聴取、セルフチェック、学科や部会などを通じて全教職員の協力のもとに行われる自己点検・評価の結果を集約し、そこから課題や改善点を見出し、自己点検・評価報告書

を作成する過程で今後の行動計画の策定を行っている。これらは教授会で報告され、全教職員の共通理解を得るようにしている。

日常的な自己点検・評価の場としては、企画会議を中心として行っている。この会議は、学長、副学長、法人本部長をはじめ、学科長や各部署の責任者が委員となり、毎週１回水曜日の第１時限に開催されており、学内の懸案事項について審議し、意思決定を行っている。この会議において時機を逸することなく学内外の問題点や課題について把握し、それらの解決に向けて迅速な対応をしている。

また、自己点検・評価報告書を毎年発行しホームページでも公表している。令和元年度から、外部評価委員会を発足し、教育機関の教員、学識経験者、自治体関係者（教育委員会）、地域の高等学校長、地域の企業関係者に委員を委嘱し、本学の教育や活動等についてご意見を聴取し、改善に活用している。

自己点検・評価によって改善を図ったものは少なくない。自己点検・評価を契機として、全教職員対象のセルフチェックと学長面談の実施、科目担当者打合せ会（非常勤教員を含む）の実施、学生便覧の見直し、規程集の整備、朝の打合せ会の見直し、新たな資格取得課程・コースの設置等、本学の教育活動や施設・設備等のさらなる向上・充実を図ることができている。

【日常的な自己点検・評価による向上・充実ＰＤＣＡサイクル】

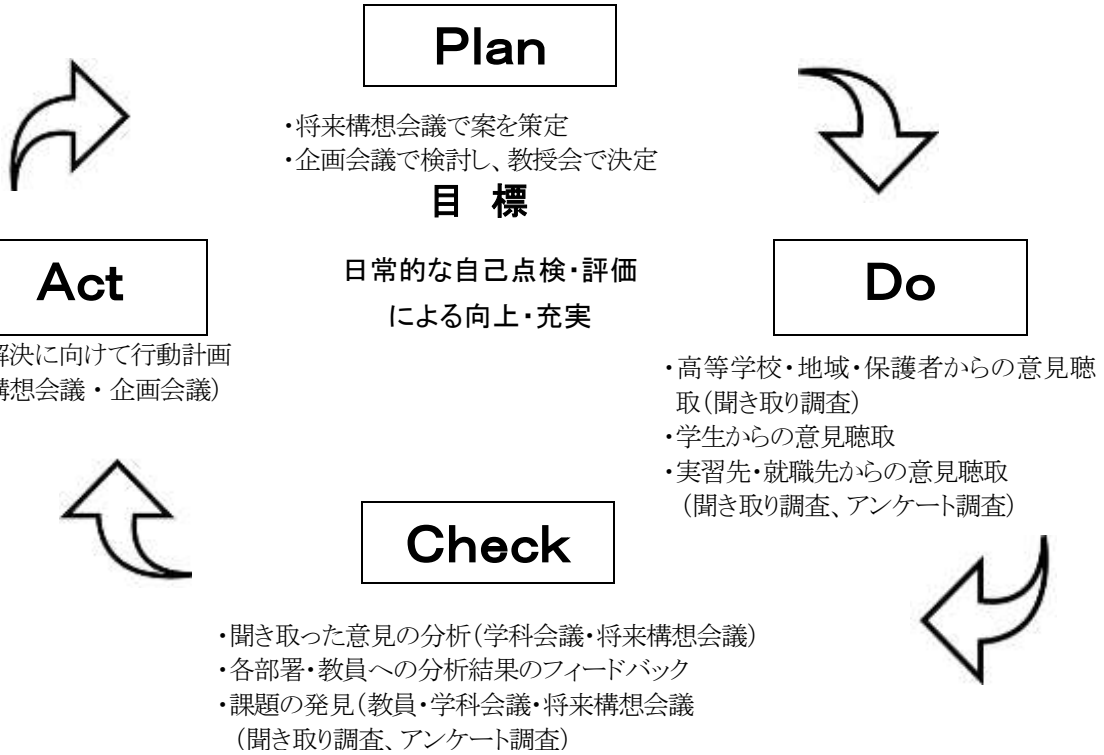

［区分　基準Ⅰ-C-2　教育の質を保証している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
(2)　査定の手法を定期的に点検している。
(3)　教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
(4)　学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分　基準Ⅰ-C-2 の現状＞

教育の質は、前述の学習成果の PDCA に基づき、査定（アセスメント）によって測定している。GPA を基にした「学生による学習成果の自己評価」等の成績評価、資格取得状況調査に加え、

各種外部試験での評価、検定ならびに公務員採用試験の合格率、あるいは実習園や実習施設、就職先の事業所等からの評価、中でも専門性を活かした就職率を重視し、多面的な手法で定期的に実施している。

これらの取組みの成果として、本学では専門職として就職をしている学生の割合が高い。令和元年度は、生活文化学科・食物栄養専攻で90.7%（栄養士、調理員）、同生活文化専攻で78.3%（医療事務、一般事務）、幼児教育学科で98.6%（公務員、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等）であった。このことは本学において「教育の質の保証」が確実にされている証であると考える。教育の質の保証のための PDCA サイクルは以下のように、全学レベル、学科・専攻レベル、授業科目レベルで行っている。

【教育の質の保証（全学レベル）ＰＤＣＡサイクル】

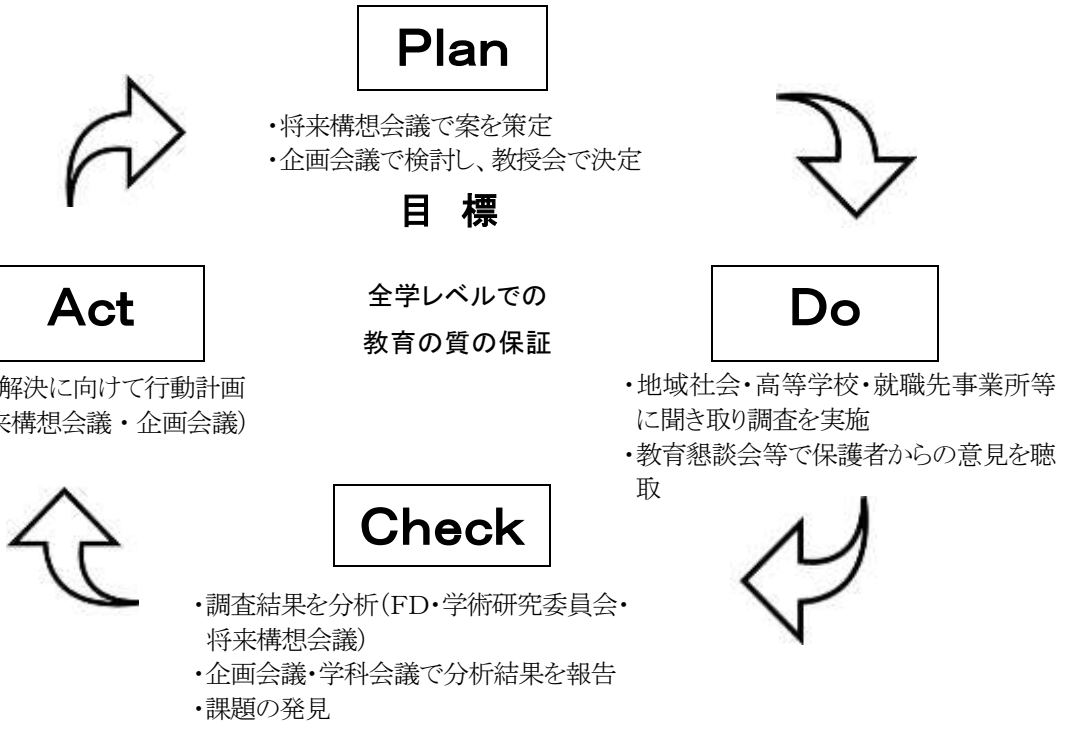

【教育の質の保証（学科・専攻課程レベル）ＰＤＣＡサイクル】

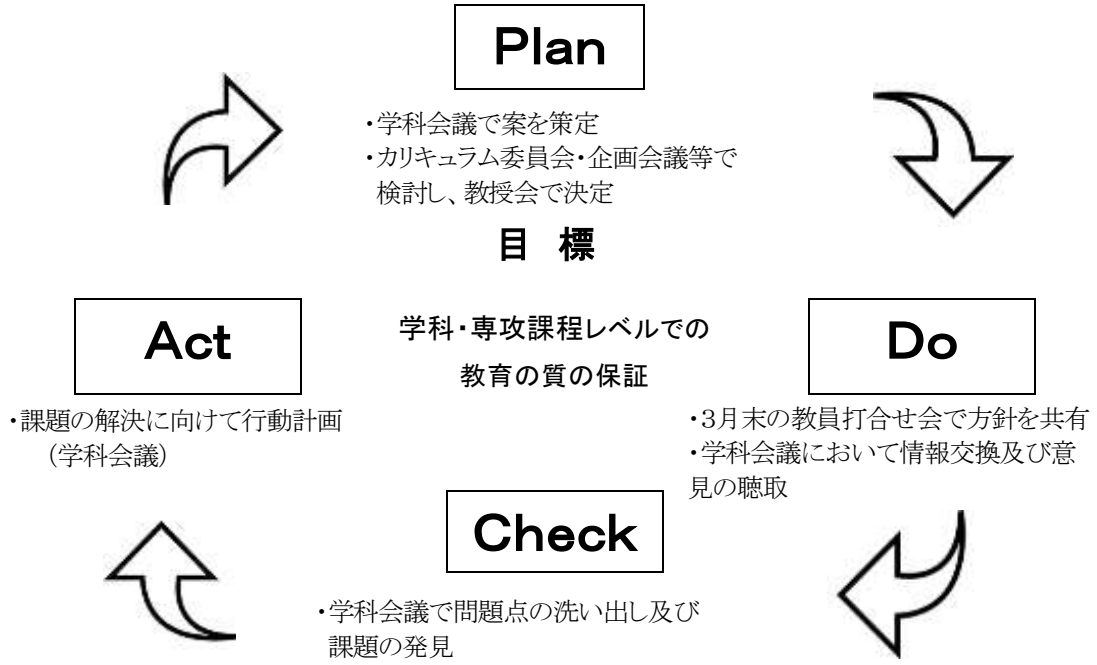

【教育の質の保証（授業レベル）ＰＤＣＡサイクル】

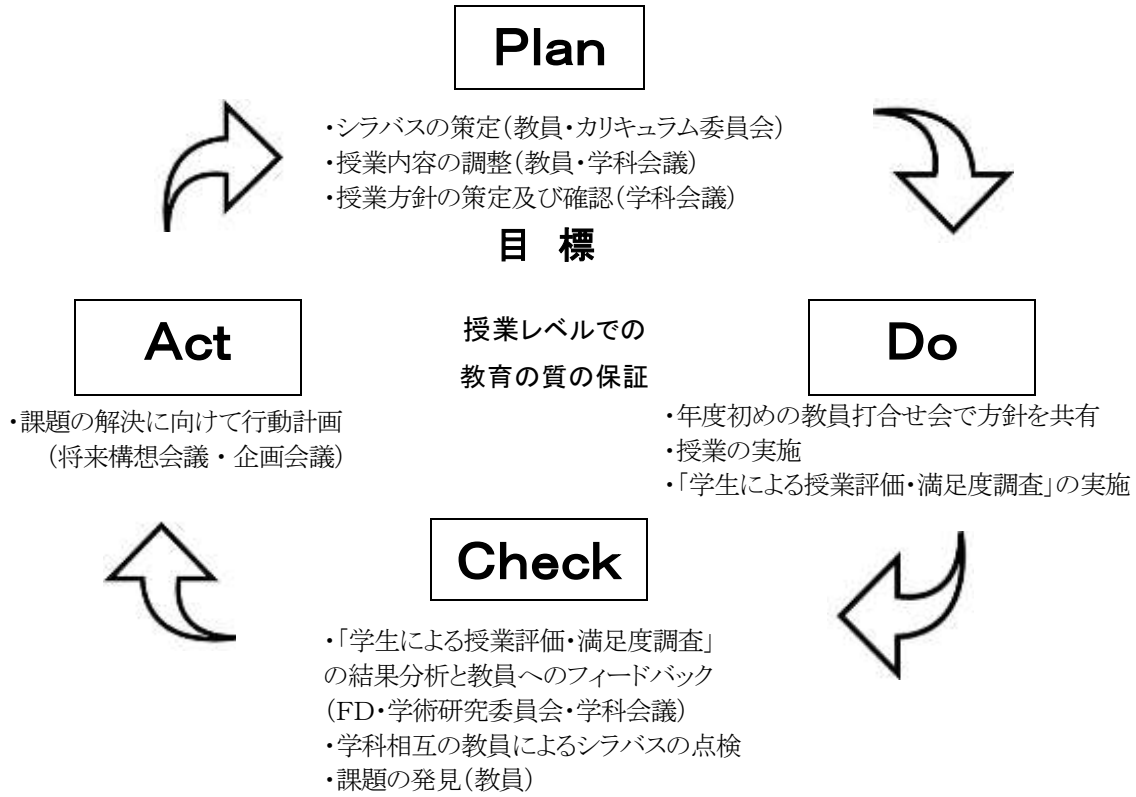

学校教育法、短期大学設置基準、学科・専攻課程の資格取得に係る規則等を常に確認し、法令遵守のもとに通達に従い科目等の改訂を行っている。文部科学省や厚生労働省等からの通知や問合せの窓口は事務部総務課長に一本化し、ここから各関係部署に書類を回覧したり、説明が必要な場合には毎週１回行われる企画会議で通知等の内容を報告している。平成30年度は、教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部改正に伴う教職課程の再課程認定を生活文化学科食物栄養専攻と幼児教育学科の両学科で受け、さらには保育士養成課程の見直しに伴い幼児教育学科で対応した。

＜テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証の課題＞

建学の精神・教育理念に基づき、教育目的・目標を定めているが、さらに学習成果を高めるためには、学習成果の評価の水準となるアセスメントポリシーを検討し、それに基づき PDCA サイクルを確立し稼働していく必要がある。

＜テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証の特記事項＞

なし

＜基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価を受けた際に記述した行動計画は以下の８つで、それぞれの項目と実施状況を記述

していく。

① 「建学の精神や教育理念の周知についての「学生アンケート」を実施する」については、行えていない。

② 「学外のステークホルダーから意見を聴取し、教育目的・目標の見直しや、未策定の全学的な入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）や学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の策定をする」について、文部科学省の「成長分野における中核的専門人材養成等の戦略的推進事業」と「私立大学研究ブランディング事業」において、外部の委員から意見を聴取している。

③ 「GPA、ルーブリック評価の活用と他学の取組みを参考にし、学習成果を焦点とする査定（アセスメント）を確立する」については、他学を参考にし、GPA 評価を用い、学生自身の振返りができるようにシートを作成した。また、ルーブリック評価を生活文化学科食物栄養専攻において、「栄養士実務力」の評価に用いている。

④ 「学習成果を焦点とする査定（アセスメント）を確立し、教育の向上・充実のための PDCA サイクルの構築と、これを活用した学習支援を確立する」については、PDCA サイクルは確立したものの、「A」を十分に行えていない項目もあり、今後の課題である。

⑤ 「アクティブ・ラーニングのための授業改善に向け、ルーブリック評価のさらなる定着を目指して、年間複数回の「学内研修会」を実施する」については、学術研究部がアクティブ・ラーニングやルーブリックについての研修会を複数回 FD・SD 研修として開催している。

⑥ 「学長裁量費を活用し、資格取得を推奨するとともに、学習意欲の向上のために必要な教育体制及び学習支援体制を確立する」については、資格・検定取得者や公務員合格者に、学長裁量費から報奨金が支出され、学習意欲向上に大きく寄与している。

⑦ 「教育の質の向上と習熟度の差に対応するための教育計画について、FD 委員会で全学的に検討する」はまだ行えていない。

⑧ 「教職員が各自行うセルフチェックに自己点検・評価に直結する項目を設定することで、教職員の自己点検・評価への参加意識を高める」について、学長面談時に使用するセルフチェック表に「建学の精神を尊重した行動」「建学の精神につながるメッセージを学生に届けた」「カリキュラム改革の提案」といった自己点検・評価に直結する項目を設定した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

上記の行えていない３点についてが課題である。

① 「建学の精神や教育理念の周知についての「学生アンケート」を実施する」
建学の精神の点検については、中期目標ならびにアクションプランの実施評価をふまえ、次の中・長期計画立案時に行う予定である。

② 「学習成果を焦点とする査定（アセスメント）を確立し、教育の向上・充実のための PDCA サイクルの構築と、これを活用した学習支援を確立する」

③ 「教育の質の向上と習熟度の差に対応するための教育計画について、FD 委員会で全学的に検討する」はまだ行えていない。

さらに、学習成果の評価の水準となるアセスメントポリシーを検討し、それに基づき PDCA サイクルを確立し稼働する。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

［テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程］

［区分　基準Ⅱ-A-1　短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

(2)　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。

(3)　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

(4)　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ-A-1 の現状＞

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、学則第23条で定められており、年度当初に全学生に配布される履修案内や学生便覧に掲載して周知徹底を図るとともに、本学のホームページにも掲載し、広く受験生や一般の方々にその内容を明らかにしている。

各学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は次の通りである。

【生活文化学科】

(1) 食物栄養専攻

食と健康について高度な知識、技術と教養を身につけ、社会に貢献できる専門的能力を有すること。

(2) 生活文化専攻

医療秘書・医療事務の知識、技術と教養を身につけ、あるいはビジネス実務と幅広い教養を身につけ、ホスピタリティの心を持ち、主体的に社会に貢献できる専門的能力や資格を有すること。

【幼児教育学科第1部、第３部】

・子どもの健やかな育ちを支える幼児教育・保育に関する専門的知識・技術を有していること。
・豊かな教養を身につけた保育者として社会に貢献しようとする意欲や態度を有していること。
・社会人として高い基礎力を有していること。

各学科・専攻課程の卒業認定基準は履修案内に明記されている。具体的には卒業の要件として、「生活文化学科、幼児教育学科においては、２年以上（幼児教育学科第３部は３年以上）在学して、卒業必修単位を含み、総単位数62単位以上（基礎科目10単位以上）を修得し、以下に掲げる資質・能力を備えた学生に卒業を認定する」とし、引き続き卒業に必要な資質・能力を学科・専攻課程ごとに記している。

履修案内には、各学科・専攻課程別、入学年度別に、学生が在学中にどの科目をいつ履修するのか、担当教員は誰か、卒業に必要な科目は何か、資格取得のために修得しなければならない科目は何か、などについて一目で分かる見開き２ページのカリキュラム表と、在学中に履修する学

習成果に関連した科目群（基礎科目と専門科目を体系的にいくつかのグループに分けたもの）ごとに、各科目の履修時期や履修順序が明記されたカリキュラム・ツリーが掲載してあり、卒業するためにはどのような資質・能力や技術を獲得しなければならないかが一目で分かるようになっている。さらに、シラバスにはすべての科目について「学習成果」、「授業方法」、「成績評価の基準」などを明記し、卒業するために到達すべき目標が学生にはっきりと理解できるようにしている。

学位授与の方針で示されている、学生が獲得すべき資質や能力・資格等は、栄養士・保育者養成施設としての監査を定期的に受けていることから、社会的にも通用性があり、社会のニーズにも合致するものである。また、本学が成績評価に用いている GPA は国際的にも認められている指標である。学習成果の「学生による自己評価」の分析と、各種資格や検定等の合格状況、公務員試験の合格状況や、就職率、就職先事業所等からの評価などを総合的に勘案し、現在の学生にとって適正なものであるかどうかを判断している。

「私立大学研究ブランディング事業」に採択されたことにより、これらの事業の外部評価も得ることができ、卒業認定・学位授与の方針等をより客観的なところから点検することが可能となった。

【卒業認定・学位授与の方針ＰＤＣＡサイクル】

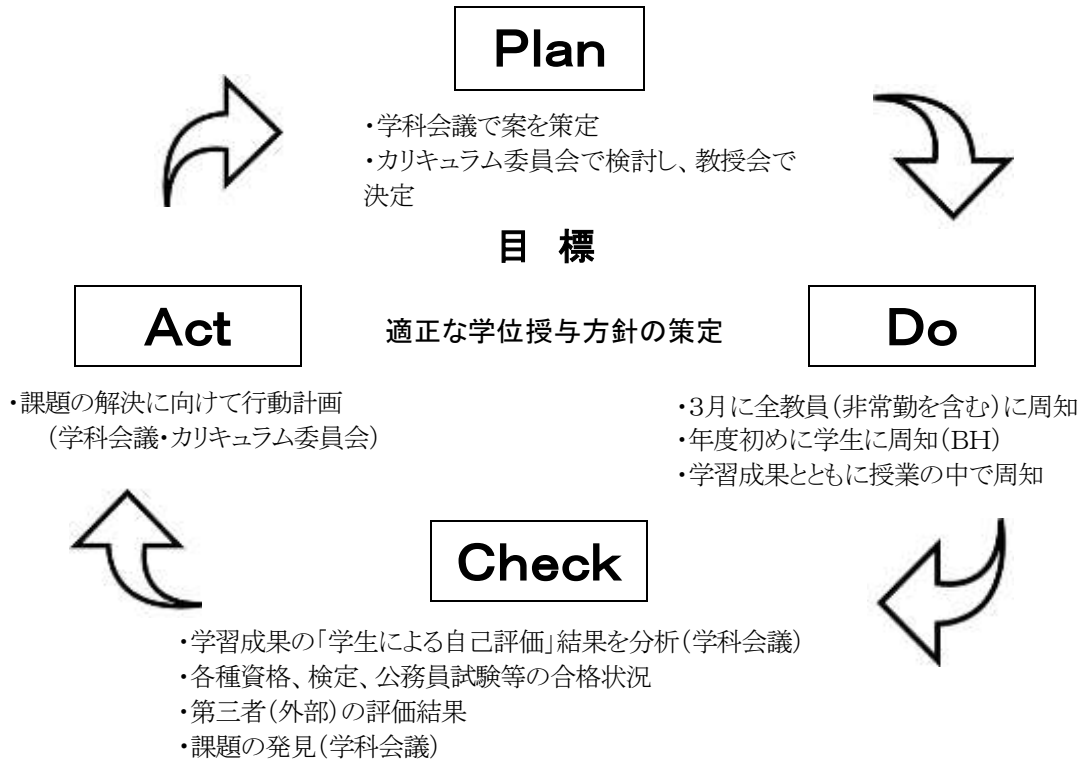

［区分　基準Ⅱ-A-2　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

(2)　学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。

② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。

(4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分　基準Ⅱ-A-2 の現状＞

各学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育目的に対応して学習成果が定められ、学生が在学期間中に学習成果を獲得することができるよう各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が定められている。本学は、建学の精神「質実にして知性高く宗教的な情操を身につけた真人を育成する」を涵養し、教育理念である「正しい心、知に明るい心、和やかな心、信じ、信じ合える心を持つ女性を育成する」ことを内外に表明し、それに対応した教育課程を編成している。いずれの学科･専攻においても、全学共通の教育課程編成･実施の方針（カリキュラム・ポリシー）として、「資格を生かし、社会に貢献する健やかな女性を育成する」ことが共通してあげられる。

また、教育課程は体系的に編成されており、学生は「履修案内」に掲載されているカリキュラム・ツリーを参照することにより体系的に編成された科目群の学習成果も同時に確認することができる。

各学科・専攻課程で指定された科目や学生自らが選択した科目を履修・修得することにより、科目ごとの学習成果を得ることができるが、カリキュラム・ツリーを参照することにより、科目群ごとの学習成果が明確となる。

１単位にかかる学習時間を確保し、単位の実質化を図るために CAP 制を設け、１年間に履修登録できる単位数の上限を 48 単位（但し、免許・資格に関する科目を含めない）としている。

各学科・専攻課程の学習成果と各学習成果に対応する科目は次の通りである。

K は基礎科目、A、B、C、・・・は専門科目の学習成果である。

【生活文化学科･食物栄養専攻】

	学　習　成　果	科　　目
	建学の精神に基づいた女性を目指す	文教アワーⅠ、文教アワーⅡ
	以下の能力を身につけた女性になることができる	日本国憲法
	･知識を身につけ、理解を深める能力	地球と生命
	専門分野の基礎となる知識を身につけ、社会に対応し、地域に	基礎数学
	貢献していくための基本的な知識の理解	スポーツと健康Ⅰ、スポーツと健康Ⅱ
	･思考力･判断力を身につけ、表現する能力	英語演習Ⅰ･英語演習Ⅱ
	専門分野を学ぶための基礎となる思考力や判断力、表現力	英会話Ⅰ･英会話Ⅱ
	･技能（能力）	OA演習Ⅰ、OA演習Ⅱ
	専門分野を学ぶ基礎となる技能及び社会生活の基本となる技	
	能と必要なコミュニケーション能力	
K	**･専門分野への関心を持ち、意欲的に学ぶ態度　（能力）**	

	基礎教育と専門分野を、社会的役割と結びつけてとらえ、関心と意欲を持って、主体的に取り組み学ぶ態度	
	・社会人の基礎となる力（能力） 社会で活躍するために求められる知識や教養の修得、及び社会で活躍できる女性として生きる力	現代教養基礎 キャリアプラス
A	**社会生活と健康について学ぶ(能力)** 社会や環境と健康との関係を理解するとともに、保健・医療・福祉・介護システムの概要について理解することができる。	社会福祉、公衆衛生学 色彩学、生活文化総合演習、衣 生活論 住生活論 卒業研究、 医療事務総論、医療秘書実務 医療秘書実務演習、社会心理学
B	**人体の構造を理解する能力** 人体の仕組みについて構造や機能を理解し、食事、運動、休養などの基本的生活活動や環境変化に対する人体の適応について理解することができる。	医学一般、病理学 解剖生理学、解剖生理学実験 生化学、生化学実験
C	**食品と衛生についての能力** 食品の各種成分の栄養特性について理解するとともに食品の安全性の重要性を認識し、衛生管理の方法について修得することができる。	食品学Ⅰ、食品学Ⅰ実験、食品学Ⅱ 食品衛生学Ⅰ、食品衛生学Ⅱ 食品衛生学実験
D	**栄養と健康に関する能力** 栄養とは何か、その意義と栄養素の代謝及びその生理的意義を理解するとともに、性、年齢、生活・健康状態等における栄養生理的特徴及び各種疾患における基本的な食事療法について修得することができる。 **栄養指導に関する能力** 個人、集団及び地域レベルでの栄養指導の基本的役割や栄養に関する各種統計について理解するとともに、基本的な栄養指導の方法について修得することができる。	栄養学Ⅰ、栄養学Ⅱ、栄養学実習 臨床栄養学Ⅰ、臨床栄養学Ⅱ 食物アレルギー演習、臨床栄養学実習 栄養指導論Ⅰ、栄養指導論Ⅱ 公衆栄養学 栄養指導論実習Ⅰ、栄養指導論実習Ⅱ
E	**給食の運営に関する能力** 給食業務を行うために必要な食事の計画や調理を含めた給食サービス提供に関する技術を修得することができる。また、給食業務に関するコンピュータを用いた情報処理の方法についても修得することができる。	調理学実習Ⅰ、調理学実習Ⅱ、調理額実習Ⅲ、 調理学、調理学実験 製菓・製パン実習 給食管理論Ⅰ、給食管理論Ⅱ 給食管理実習Ⅰ、給食管理実習Ⅱ

F	**食育の推進と健康の維持増進の担い手となる（能力）** 食育基本法に基づいた、栄養の指導を実践するために必要な食育に関する知識と技術、また健康の維持増進に食事とともに欠かせない運動の理論と実践についても修得することができる。	健康フィットネス演習Ⅰ 健康フィットネス演習Ⅱ、ADI特別講義 食育実践演習、保育学 教職概論、教育原理、教育関係法規・教育原理の意義及び編成の方法 道徳及び特別活動論の指導法 教育心理学、生徒指導論 教育の方法及び技術、 学校栄養教育概論 栄養教育実習事前事後指導 特別支援教育 教職実践演習（栄養教諭） 栄養教育実習

食物栄養専攻では、栄養士としての役割を理解し、「食」と「健康」に関する知識・技術と教養を有し、食育の推進と健康の維持増進の担い手となる人材を育成することを目標に、すべての学生が栄養士資格を取得することを目指している。各学期で目標に達しない学生に対しては科目担当教員が継続指導をしている。

卒業要件としては「食と健康について高度な知識、技術と教養を身につけ、社会に貢献できる専門的能力を有すること」としている。栄養士養成カリキュラムに加えて食に関する選択科目、技術習得のためのフォローアップ講座を開講し、これらの単位の修得をもって卒業要件を満たしたものとしている。

【生活文化学科・生活文化専攻】

	学　習　成　果	科　　目
K	**建学の精神に基づいた女性を目指す** 以下の能力を身につけた女性になることができる **・知識を身につけ、理解を深める能力** 専門分野の基礎となる知識を身につけ、社会に対応し、地域に貢献していくための基本的な知識の理解 **・思考力・判断力を身につけ、表現する能力** 専門分野を学ぶための基礎となる思考力や判断力、表現力 **・技能（能力）** 専門分野を学ぶ基礎となる技能及び社会生活の基本となる技能と必要なコミュニケーション能力 **・専門分野への関心を持ち、意欲的に学ぶ態度（能力）** 基礎教育と専門分野を、社会的役割と結びつけてとらえ、関心と意欲を持って、主体的に取り組み学ぶ態度	文教アワーⅠ、文教アワーⅡ 日本国憲法 スポーツと健康Ⅰ、スポーツと健康Ⅱ 英語演習Ⅰ・英語演習Ⅱ 中国語演習Ⅰ・中国語演習Ⅱ 英会話Ⅰ・英会話Ⅱ OA演習Ⅰ、OA演習Ⅱ
	・社会人の基礎となる力（能力） 社会で活躍するために求められる知識や教養の修得、及び社会で活躍できる女性として生きる力	現代教養基礎 キャリアプラス

A	**ビジネス人・医療人としての専門能力** ビジネスを行う上で不可欠な論理的思考力や各分野の基礎的な知識、早く正しく判断するためのスキルを身につけることができる。また、医療機関で、医療事務として活躍するための能力を身につけることができる。	ビジネス実務総論 ビジネス実務Ⅰ、ビジネス実務Ⅱ キャリアデザイン演習、 プロジェクト実習Ⅰ・プロジェクト実習Ⅱ 社会調査法、マーケティング論 社会調査法演習、 社会心理学、コミュニケーション心理学 人間関係論 ファイナンシャルプランニング 簿記基礎Ⅰ、簿記基礎Ⅱ 簿記応用Ⅰ、簿記応用Ⅱ 医療事務総論、医療秘書実務 医療秘書実務演習、医療秘書実務実習 解剖生理学、薬理学、公衆衛生学 医事コンピュータ演習 電子カルテ演習Ⅰ、電子カルテ演習Ⅱ 医師事務作業補助演習、 調剤事務演習 介護技術、介護概論、社会福祉、 介護事務演習 医療事務演習Ⅰ、医療事務演習Ⅱ 医療事務演習Ⅲ、医療事務演習Ⅳ
B	**ホスピタリティ能力** 接遇における知識や能力を身につけることができる。	秘書概論 秘書実務Ⅰ、秘書実務Ⅱ 秘書実務演習Ⅰ、秘書実務演習Ⅱ ホスピタリティ総論
C	**高度な事務能力** ICT（情報通信技術）が急速に発展する中、パソコンやタブレット型端末などの情報機器を使いこなすとともに情報を活用し、企業などで活躍できるための能力を身につけることができる。	表計算演習Ⅰ、表計算演習Ⅱ 情報機器演習Ⅰ、情報機器演習Ⅱ CG演習Ⅰ、CG演習Ⅱ 情報処理総論、情報処理概論 プログラミング理論 事務管理Ⅰ、事務管理Ⅱ、生活統計学
D	**生活に関する各分野の能力** 教養力を身につけることができる。	生活文化総合演習、調理学実習 製菓・製パン実習、食生活論、住生活論、保育学、衣生活論 茶道、日本文化演習 色彩学、トータルコーディネート 点字、手話

		国語表現法 健康フィットネス演習Ⅰ 健康フィットネス演習Ⅱ
E	**実践的応用能力** 自ら考え行動することができる。	卒業研究

情報ビジネスコースでは、「人」や「社会」から信頼され、幅広いニーズに対応できるビジネス実務能力、ホスピタリティマインド、教養を有し、自ら考え行動できる人材を育成することを目指している。

卒業要件としてはビジネス実務の資格取得と教養科目、専門科目の単位修得をもってビジネス社会が求める能力を身につけたものとみなしていく。

【生活文化学科・生活文化専攻・情報医療コース】

学　習　成　果		科　　目
K	**建学の精神に基づいた女性を目指す** 以下の能力を身につけた女性になることができる。 **・知識を身につけ、理解を深める能力** 専門分野の基礎となる知識を身につけ、社会に対応し、地域に貢献していくための基本的な知識の理解 **・思考力・判断力を身につけ、表現する能力** 専門分野を学ぶための基礎となる思考力や判断力、表現力 **・技能（能力）** 専門分野を学ぶ基礎となる技能、及び社会生活の基本となる技能と必要なコミュニケーション能力 **・専門分野への関心を持ち、意欲的に学ぶ態度（能力）** 基礎教育と専門分野を、社会的役割と結びつけてとらえ関心と意欲を持って、主体的に取り組み学ぶ態度	文教アワーⅠ、文教アワーⅡ 日本国憲法 スポーツと健康Ⅰ、スポーツと健康Ⅱ 英語演習、英会話、中国語演習 OA演習Ⅰ、OA演習Ⅱ
	・社会人の基礎となる力（能力） 社会で活躍するために求められる知識や教養の修得、及び社会で活躍できる女性として生きる力	現代教養基礎 キャリアプラス
A	**医療人としての専門能力** 医療機関で、医療事務として活躍するための能力を身につけることができる。	
B	**ホスピタリティ能力** 接遇における知識や能力を身につけることができる。	秘書概論、秘書実務Ⅰ、秘書実務Ⅱ 秘書実務演習、ホスピタリティ総論 コミュニケーション心理学、人間関係論
C	**高度な事務能力** ICT（情報通信技術）が急速に発展する中、パソコンやタブレット型端末などの情報機器を使いこなすとともに情報を活用し、企業などで活躍できるための能力を身につけることができる。	表計算演習Ⅰ、表計算演習Ⅱ 情報機器演習Ⅰ、情報機器演習Ⅱ CG演習Ⅰ、CG演習Ⅱ 情報処理概論、プログラミング理論

		事務管理、生活統計学
D	**生活に関する各分野の能力** 教養力を身につけることができる。	生活文化総合演習 調理学実習、製菓・製パン実習 食生活論、住生活論、保育学、衣生活演習 茶道、日本文化演習 色彩学、トータルコーディネート 点字、手話、国語表現法 健康フィットネス演習Ⅰ、健康フィットネス演習Ⅱ 、ADI特別講義
E	**実践的応用能力** 自ら考え行動することができる。	卒業研究
F	**ビジネス実務能力** ビジネスを行う上での基礎的な知識を身につけることができる。	社会心理学 簿記基礎Ⅰ、簿記基礎Ⅱ

情報医療コースでは、医療現場に対応できる医学の知識、医療人としてのホスピタリティマインド、高度な事務能力と教養を有し、医療サービスの向上に貢献する人材の育成を目指している。

卒業要件としては「医療秘書・医療事務の知識・技術と教養を身につけ、ホスピタリティの心をもって社会に貢献できる専門的能力を有すること」としている。資格取得のカリキュラムに加えてホスピタリティ能力に関する科目、高度な事務能力に関する科目の単位修得をもって卒業要件を満たしたものとみなしている。

【幼児教育学科第1部・第3部】　　※の科目は第1部のみ

学　習　成　果		科　　目
K	**建学の精神に基づいた女性を目指す** 以下の能力を身につけた女性になることができる。 **・知識を身につけ、理解を深める能力** 専門分野の基礎となる知識を身につけ、社会に対応し、地域に貢献していくための基本的な知識の理解 **・思考力・判断力を身につけ、表現する能力** 専門分野を学ぶための基礎となる思考力や判断力、表現力 **・技能（能力）** 専門分野を学ぶ基礎となる技能及び社会生活の基本となる技能と必要なコミュニケーション能力 **・専門分野への関心を持ち、意欲的に学ぶ態度　（能力）** 基礎教育と専門分野を、社会的役割と結びつけてとらえ関心と意欲を持って、主体的に取り組み学ぶ態度	※文教アワーⅠ、※文教アワーⅡ 文教アワーⅢ 日本国憲法、 基礎数学 スポーツと健康Ⅰ、スポーツと健康Ⅱ ※英語演習Ⅰ・英語演習Ⅱ 英会話Ⅰ・英会話Ⅱ OA演習Ⅰ、OA演習Ⅱ
	・社会人の基礎となる力（能力） 社会で活躍するために求められる知識や教養の修得、及び社会で活躍できる女性として生きる力	現代教養基礎 キャリアデザインⅠ、キャリアデザインⅡ キャリアプラス
A	**保育・幼児教育の基礎能力** 保育・幼児教育の意義や社会福祉との関係、保育者の役割・職務内容等を学習することによって、保育・幼児教育の本質を理	保育者論、保育原理、幼児教育原理 教職・教育制度論 社会的養護Ⅰ、社会福祉

	解することができる。	子ども家庭支援論、子ども家庭福祉
B	**保育・幼児教育の対象を理解する能力** 子どもの健康を含め、子どもの家庭環境や個々の子どもの心身の支援の仕方を学習することによって子どもの発達を理解することができる。	子ども家庭支援の心理学、保育の心理学教育心理学、子どもの理解と援助 子どもの食と栄養Ⅰ、子どもの食と栄養Ⅱ 子どもの保健、子どもの健康と安全 乳幼児食物アレルギー演習
C	**領域および保育・幼児教育の内容と指導法に関する能力** 乳幼児や障がい児を深く理解し、支援の仕方を学習する。さらに、保育・幼児教育の具体的な内容とその指導法について学ぶことによって、保育・幼児教育場面において指導に応用できる。	乳児保育Ⅰ、乳児保育Ⅱ、子育て支援 障がい児保育、特別支援教育 社会的養護Ⅱ 幼児理解と教育方法、教育相談 基礎国語(含書写)、保育の計画と評価 保育内容総論 領域「人間関係」 領域「環境」の指導法、領域「環境」 領域「健康」、領域「健康」の指導法 領域「言葉」、領域「言葉」の指導法 領域「表現」 造形表現指導法Ⅰ、造形表現指導法Ⅱ 音楽表現指導法、リズム表現指導法 子ども音楽ⅠA、子ども音楽ⅠB 子ども音楽ⅡA、子ども音楽ⅡB ※総合表現(オペレッタ)Ⅰ ※総合表現(オペレッタ)Ⅱ ※レクリエーション理論 ※レクリエーション実技 ※レクリエーション現場実習 ※こども音楽療育概論 ※こども音楽療育演習
D	**保育実践能力** これまで学んだ知識と技術を統合し、保育実習と幼児教育実習を通して、保育・幼児教育での実践能力を身につけることができる。	保育実習指導ⅠA、保育実習Ⅰ(保育所) 保育実習指導ⅠB、保育実習Ⅰ(施設) 保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅱ 幼児教育実習Ⅰ、幼児教育実習Ⅱ 幼児教育実習事前事後指導 保育・教職実践演習(幼稚園) 短期海外保育研修 ※こども音楽療育実習

幼児教育学科では、子どもの健やかな育ちを支える保育・幼児教育に関する専門知識、技術を身につけた保育者を養成し、本学の教育理念である「正・明・和・信」の心を持ち、豊かな教養を身につけた保育者として社会に貢献できる人材の育成を目指している。

卒業要件としては「子どもの健やかな育ちを支える保育・幼児教育に関する専門的知識、技術

を有していること」、「豊かな教養を身につけた保育者として社会に貢献しようとする意欲や態度を有していること」、「社会人として高い基礎力を有していること」としている。

各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は次の通りで、これらは履修案内に明記され、ホームページにて公表されている。

【生活文化学科】

(1) 食物栄養専攻

・実社会で役立つ栄養士養成カリキュラムを構成する。
・食に関する高度な専門知識を身につけるための選択科目を置く。
・調理技術の向上を見据えた少人数制のフォローアップ講座を置く。

具体的には、栄養士養成のカリキュラムに加えて、本学独自の「健康フィットネス演習」、「食育実践演習」などの科目を開講することで、学生の満足度を向上させるカリキュラムとなっている。栄養士養成カリキュラムにおいては、入学と同時に専門科目の授業が開始することもあり、１年生前期の科目が単位保留となる学生も散見される。卒業と同時に取得できる栄養士免許に関わる専門科目については、安易に単位を認めることはせず、個別に補講や課題の指導を実施し、再試験を行うことで教育の質の保証を実現している。

(2) 生活文化専攻

・社会で活躍する女性としての教養や人間性を育成するカリキュラムを構成する。
・医療秘書・医療事務に関する専門知識もしくはビジネス・情報処理に関する専門知識を身につけるための選択科目を置く。
・職業意識を高めるための実践的な学びの講座を置く。

医療機関、企業等の幅広い就職先を考慮して、取得可能な資格が多いことが本専攻課程の特徴である。これに伴い開講科目も増えている。入学時よりアドバイザーが選択科目、資格取得等について個別に指導している。

【幼児教育学科第１部、第３部】

・社会に貢献できる保育士・幼稚園教諭の養成カリキュラムを編成する。
・保育・幼児教育に関する多様な専門知識と技術の修得を助けるための選択科目を置く。
・保育技術向上を見据えた体験的な学びの講座を置く。
・午後の時間を自主的学びの場とするために、自主学習の支援を行う 。(第３部のみ)

保育士と幼稚園教諭を目指す学生にとって、保育・幼児教育に関する知識と技術に加え、実践力を身につけるためのカリキュラムで構成されている。特に、地域の特性を知り、地域に根ざした保育ができるように、地域別に活動をする実習交流会を設けている。そして、出身地で実習できるように指導することによって、保育における地域性が学習できるように計画している。なお、実践力を向上させるために、文教こどもフェスタ、ステップアップ講座、実習指導、文教おやこ園での授業や自主実習、短期海外保育実習等を通して保育を体験的に学ぶカリキュラムになっている。

シラバスにはすべての科目について「授業形態」、「授業概要」、「学習成果」、「授業計画」、「授業方法」、「成績評価」、「教科書」、「参考書」「準備学習（予習・復習）」等について分かりやすく表示している。学習成果と科目の関連性をわかりやすく示すため、「科目ナンバリング」を行い、これを各科目ページに表記している。特に、成績評価については、すべての科目について、どの項目をどのような割合で評価するかについてパーセント表示をし、厳格に適用している。具体的には、食物栄養専攻においては、栄養士養成施設としての基準で、授業態度・レポート・試験に

より厳格に行っている。幼児教育学科においては、保育士及び幼稚園教諭の資格を取得する上で十分な成績かどうかを客観的に判断し評価を行っている。評価について学生が疑義を持った場合には、期間を決めて不服申し立てが行えるようにしている。シラバスは毎年２月に当該学科以外の教員を含めて点検を行っており、不備があれば学科長を通じて科目担当者に連絡され、適切に訂正を行っている。また、シラバスで指定された教科書が授業できちんと使用されているかどうかについても調査を行っている。

授業は半期の科目については15回実施をすることとし、授業が欠けた場合には必ず補講を行うこととしている。このための補講日を前期２日間、後期４日間、土曜日に設定している。評価はS、A、B、C、D（不認定、50点未満）として厳格に運用している。各学科とも、基準に達しない学生に対しては、単位取得に向けた最大６か月間の継続指導を実施している。

通信による教育を行う学科・専攻課程は設けていない。

教員の配置は、食物栄養専攻においては、栄養士養成施設として、医師、管理栄養士であること等の教員要件を満たし、助手においても３名中２名の管理栄養士を配置している。担当科目は、研究業績も考慮に入れて決定している。生活文化専攻・情報医療コースにおいては、医療秘書実務士・秘書士の養成条件を満たした教員を配置している。幼児教育学科においては、各教員の専門性を考慮し、研究論文、所属学会、学会発表などの業績や資格をもとに、各科目の教育内容を教授するのに適切な教員の配置を行っている。また、新規の教員を採用する場合には、規程により３人の委員で選考委員会を構成し、厳格な審査を行っている。

各学科・専攻課程の教育課程は、学科会議で十分な時間をかけて審議され、学生の授業評価にも配慮して編成されている。なお、カリキュラムの変更や一部修正を行う場合には、学科会議で検討しカリキュラム委員会に議題として提出し、教授会に報告することになっている。

教育課程の見直しには、外部有識者、業界からの意見を反映している。生活文化学科・食物栄養専攻では、校外実習における実習先や「私立大学研究ブランディング事業」の外部評価員、企業説明会での委託給食会社に対し、それぞれ教育ニーズをヒアリングしている。生活文化専攻においても実習先の病院並びに実務教員より教育ニーズをヒアリングしている。幼児教育学科では、複数の園の園長や稲沢市子ども課からの教育ニーズをヒアリングしている。

【教育課程編成・実施の方針ＰＤＣＡサイクル】

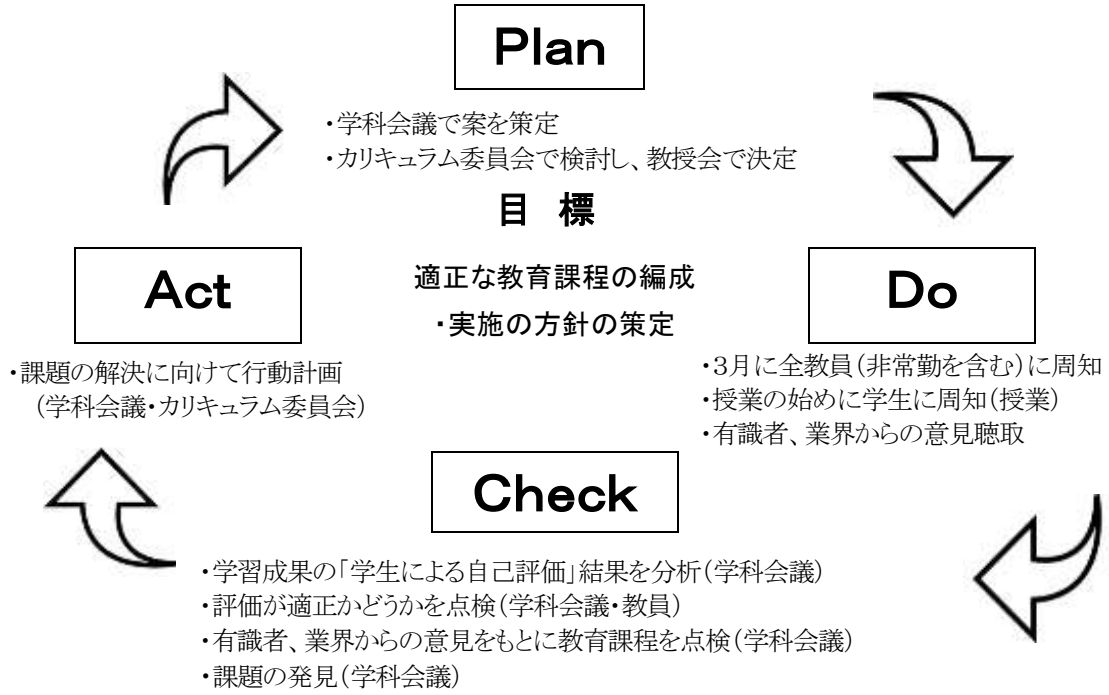

［区分　基準Ⅱ-A-3　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　教養教育の内容と実施体制が確立している。

(2)　教養教育と専門教育との関連が明確である。

(3)　教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ-A-3 の現状＞

教養科目は「基礎科目」として、「建学の精神に基づいた女性を目指す」ことを学習成果として掲げ、①知識を身につけ、理解を深める能力、②思考力・判断力を身につけ、表現する能力、③技能（能力）、④専門分野への関心を持ち、意欲的に学ぶ態度（能力）、⑤社会人の基礎となる力（能力）、を身につける科目を編成している。全学科共通の科目としては、「現代教養基礎」「キャリアプラス」「日本国憲法」「英会話」「OA 演習Ⅰ・Ⅱ」「スポーツと健康Ⅰ・Ⅱ」「文教アワーⅠ．Ⅱ・Ⅲ」があり、このうち10単位以上の修得と、「現代教養基礎」、「英会話」、「OA 演習Ⅰ・Ⅱ」、「スポーツと健康Ⅰ・Ⅱ」を卒業必修科目として要件としており、建学の精神に基づいた国際社会や情報社会で生きていくための基礎的・基本的な学力を身につけることができるようなカリキュラムを編成し、学力水準の維持に努めている。

平成23年度から初年次教育として基礎科目に「現代教養基礎」を開講した。この授業は、学科や専攻の枠を超えた小グループに分けられた１年生（１グループ約30人）が、４分野の専門家が行う複数の教養講座をローテーションにより受講する。アクティブ・ラーニングにより意見交換や発表をすることで、積極的なコミュニケーションを行うことができるようになることを目指しており、学生にも、授業を担当する講師・教員にも好評である。これらに加え、平成26年度からは、学長自らが学生に「建学の精神」を語る講座や、大学の所在地である稲沢市を知るための講座も設定し、一層の充実を図っている。

また、平成24年度より短期大学内に足立学園総合研究所を設置し、研究所が開講する生涯学習講座を本学のすべての学生が学べるようにしている。講座の一部は基礎科目「キャリアプラス」の単位として認定される。平成25年度からは、資格取得支援講座、就職支援講座も開講している。

シラバスには、各学科のカリキュラムツリーとして、教育目的、教育目標、学習成果と関連した基礎科目と専門科目を一覧化しており、教育目標のもと教養教育と専門教育が関連していることを明確に示している。

教養教育の効果は、GPA 分布、授業アンケート、学生生活アンケートを用いて測定・評価し、関係の委員会、企画会議、学科会議、教授会で報告され、改善に取り組んでいる。

【専門科目における取組み】

生活文化学科では、毎週水曜日朝のミーティング、毎月１回以上の学科会議、随時行われる専攻ミーティングにより、学生の出欠状況や学習状況等についての情報交換や、学習成果の共有、点検、改善を行っている。また、各科目間で重複する授業内容については関係する科目担当教員間で調整しており、年度が始まる前に専任・非常勤の教員間で綿密な打合せを行っているが、必要に応じて E-mail を利用し、授業内容や学生についての情報交換を行っている。学習成果のアセスメントとしては、食物栄養専攻は平成22年より毎年12月に実施する「栄養士実力認定試験（一般社団法人全国栄養士養成施設協会）」の判定を、生活文化専攻・情報医療コースは、平成24年より「メディカルクラーク®」の称号が与えられる「医療事務技能審査試験（一般財団法人日本医療教育財団）」の合否、秘書技能検定等外部の試験結果を客観的評価として活用している。

生活文化学科の取組みとしては、コミュニケーション能力習得を目的に地域貢献活動への参加

の機会を設け、実践的教育プログラムを行っている。福祉施設での七夕茶会、稲沢市内のお祭り、消費生活展でのアテンダント、稲沢市内の小学校への出前講座など稲沢市内における多くの世代と関わる機会を設けている。また、平成19年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP）」に採択された「目的意識確立のための実践的教育～食物アレルギーを核とした特別実習プログラム」として「みんないっしょのクリスマス」というイベントに継続して取り組んでいる。このイベントにおいて食物栄養専攻は食物アレルギーに配慮した献立作成、調理、提供を担当し、生活文化専攻は情報発信、パンフレット作成と専門性を活かしたものとなっており、この取組みみは学生の評価も高く、外部からも高い評価を受けている。この取組みみが基礎となり、文部科学省の平成28年度「私立大学研究ブランディング事業」に短期大学では唯一選定された。また、文教アワーでは、幅広い職域や職業分野への理解を深めるため、卒業生と在学生が交流する企画や、学外での実習や学生生活の不安を取り除くための１・２年生交流会を複数回実施している。

食物栄養専攻では、実務に欠かせない調理技術向上のために調理実習Ⅰ（1年前期）、調理実習Ⅱ（1年後期）を２クラスに分割して開講し、20名程度の少人数できめ細かく指導をすることで栄養士に求められる専門的技術を身につけることができている。調理実習室内の動線改善と機器の入れ替え等、改修工事を行い、栄養士養成施設としてのさらなる教育環境整備を図った。その他の取組みとしては、実務に欠かせない調理技術の向上を目的とした「包丁練習会」、「専門漢字テスト」の実施や「めざせ！ちびっこシェフ」などの食育活動も行っている。

生活文化専攻では、グループディスカッションやスピーチ、マナー教育、病院・企業研究など多彩な内容が実施され、これらの内容は毎年学科会議等で点検し、より効果的な内容を目指し改善している。また、専門意識の確立を目的とした実践的教育も展開している。また、情報ビジネスコースと情報医療コースの２コース制により専門性を活かしたカリキュラムを編成している。キャリアプラスとして開講している試験対策講座では、医療事務の資格として最難関の「診療報酬請求事務能力認定試験」に1年次での合格者も出しており、目的意識を引き出す教育の成果が上がっている。施設・設備面では、平成23年に完成した「医療秘書実務演習室」により、学内で病院・クリニックの受付事務をロールプレイ形式で学ぶことができる環境が整備された。

幼児教育学科では、毎週水曜日朝のミーティングと隔週で開催する学科会議において専任教員間の意思疎通を図っている。非常勤教員との連携については、科目担当依頼や３月の科目担当者打合せ会の際に学科の方針や授業内容について共通理解を深めている。関連性の強い科目担当者同士で講義内容を精査したり、学生指導に必要な情報交換も随時行っている。

また、教育の質を向上させるために、幼教 FD として授業研究を年２回行っている。教員が公開授業に参加し、参加した授業に関する意見交換を行うことによって授業の質向上を図っている。

カリキュラム・ツリーに、学科の教育目的・目標、学習成果を提示するとともに、シラバスには科目ごとの学習成果を具体的に、分かりやすく記載している。さらに、学期、学年、実習準備期ごとに学習成果の達成度を学科会議でチェックし、目標レベルに達していない学生に対しては、補講や実習延期などを含めた検討を行っている。実習実施の許可に至らなかった学生は、未取得科目の取得又は取得見込みを待って実習を行っている。このような学生に対するチェック機能は、学習面、大学生活等、学生指導の面においても機能している。また、講義科目以外でも、各学生の幼児教育に対する意欲を喚起し、保育技術等を向上させるために、地域の子どもたちとふれあう「文教こどもフェスタ」、「おやこ園体験」、「おねえさんと遊ぼう」、「実習交流会」などを開催している。

年１回開催の「文教こどもフェスタ」は平成21年度からスタートし、これまで10回開催している。平成30年度には「フラワーカーニバル　笑顔の花咲くフェスタ10周年」をテーマに開催し、

約800名の地域の親子が参加した。学生にとっては、１年間幼児教育学科で学んだ専門知識と専門技術を披露する場でもあり、学びを地域に還元する具体的な方法を学習する場でもある。

「おやこ園体験」は、「乳児保育Ⅱ」という専門科目の中で行われるもので、文教おやこ園に来園される親子向けに、2回の実技発表会と保護者へのインタビューを授業で取り組んでいる。保護者対応の実践を学ぶ取組みであり、保護者に子どもの発達を教えてもらったり、保護者が持つ育児の悩みを直接聞くことにより、保護者との連携の重要性について再認識することができる。年に数回開催する「おねえさんと遊ぼう」は主に発達障がいの子どもとその家族が参加する。学生は子ども参加型のプログラムを企画し、障がいを持っている子どもたちが楽しく交流できるように支援する。この活動は、「こども音楽療育士」の実習の場でもあり、障がいを持っている子どもの発達を学習する場ともなっている。「実習交流会」は、同じ地域の先輩学生から後輩学生へ実習について支援するピアサポートである。学生は、保育士資格取得のために３回、幼稚園教諭免許取得のために２回実習を経験するが、それぞれの実習の前に「実習交流会」を体験する。実習をする前に同地域の先輩との交流を５回、実習を終えてからは後輩との交流を５回経験するので、学生一人が卒業まで計10回の交流会を経験することになる。実習の振り返りをより深める学習効果に加え、先輩後輩との交流を通して学生満足度を高める効果も得られている。

平成28年度にオープンした「文教おやこ園」（毎週月・水・金開催）は、未就園児の親子が参加する子育て支援の場である。保護者が主体となる子育て支援である点で新しいタイプの子育て支援である。保護者と常駐保育士３名、担当教員と学生がともに子育て支援を考える運営体制を取っており、学生には保育技術の実践の場でもあり、保護者対応力を学ぶ場でもある。

文教アワーでは、幼児教育学科全体で２年又は３年の学びを検討し、授業でカバーしえない保育者として必要とされる学習を取り入れた取組みを行っている。平成28年度入学者からは単位として認定し、学習意欲を高める工夫をしている。

FD・学術研究委員会では、年２回教員相互の授業参観ができる期間を設定し、専任教員はこの期間中に全授業を参観可能にすることとし、この間、他の教員や職員が自由に参観できるようにしている。また、専任教員は必ず１つ以上の授業を参観することとし、参観後に「見学報告書」を FD・学術研究委員会に提出し、提出された報告書はまとめられ、教職員が自由に閲覧することができるようにしている。各教員は他の教員の授業を参観することにより、自身の授業改善や授業水準の維持・向上に役立てている。

全学的な取組みとして、平成27年度からアクティブ・ラーニングを取り入れた授業を展開している。

「学生による授業評価・満足度調査」は、平成18年度から実施している。平成23年度からは前期と後期の年２回、それぞれ７月と１月に実施している。この調査は専任・非常勤教員を対象として教員の担当科目別に実施し、質問紙形式で行われる。質問項目は授業評価と学生の満足度が正確に結果に反映されるよう毎年検討を重ねている。調査後は、各教員に学生が記入した回答用紙と集計結果をフィードバックしている。各教員は自身の授業への取組みについて学生の評価を知ることになるが、その結果に基づいて、今後の改善点や具体的な改善計画・改善方法などをFD・学術研究委員会にレポートとして報告する。委員会は調査結果とレポートを学長及び全教職員に報告し回覧するとともに、調査結果を図書閲覧室に設置し、学生、教職員を問わず誰でも自由に閲覧ができるようにしている。この取組みにより、教育の質の保証とさらなる質の向上が期待される。

［区分　基準Ⅱ-A-4　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施

体制が明確である。
(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ-A-4 の現状＞

生活文化学科食物栄養専攻は栄養士養成を、生活文化専攻は医療人やビジネス実務を、幼児教育学科は幼稚園教諭・保育士養成を教育の目的として掲げている。そのため、各学科・専攻で、それぞれの職業につながる専門科目を開設している。また、教養教育である基礎科目では、「現代教養基礎」の科目は社会で活躍するために求められる知識や教養の修得を目指し、「キャリアプラス」では職業人となるために「プラス」となる講座を選択し卒業後の仕事に活かすことができるよう、職業への接続を図る職業教育を実施している。「文教アワーⅠ・Ⅱ」は、卒業生との交流や、進路ガイダンス、キャリア支援講座などの幅広い職業教育を含んでいる。幼児教育学科では、職業教育に特化した「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」も基礎科目として開講している。

教育課程に関してはカリキュラム委員会で検討され、「女性教育研究委員会では「現代教養基礎」科目の運営・実施に関することや、女性の生涯における学習機会の参画に関することを検討している。

職業教育の効果については、GPA、授業アンケート、学生生活実態調査、就職先へのアンケート調査、卒業率、就職率、専門分野への就職率等を用いて測定・評価し、企画会議・教授会で検討・改善されている。

［区分　基準Ⅱ-A-5　入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
(2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
(3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
(4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
(6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
(7) アドミッション・オフィス等を整備している。
(8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
(9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ-A-5 の現状＞

本学では建学の精神に基づいて卒業の認定基準（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。また、各学科・専攻課程の学習成果に対応した入学者に関する受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定め、本学ホームページや学生募集要項に学納金など必要な経費などの情報とともに明確に示している。これらの内容はオープンキャンパス、高等学校で開催される説明会や模擬授業、業者主催の会場ガイダンス、本学教職員による高校訪問などを通して、受験生や高等学校教員及び保護者に説明している。その他、電話やメールでの問い合わせにも対応している。

各学科・専攻課程の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は次の通りである。

【生活文化学科】

(1) 食物栄養専攻

・食と健康について関心が高い人
・本専攻での学習に必要な一定水準の基礎学力を身につけている人
・栄養士の職を理解し、専門分野で力を発揮する意欲が高い人

《高等学校段階で履修すべき科目等》

〇基礎的な化学・生物・数学の内容を理解していること。
〇保健体育、部活動などに意欲的に取り組み、健康や運動への興味があることが望ましい。

(2) 生活文化専攻
・ビジネス社会もしくは医療とホスピタリティについて関心が高い人
・本専攻での学習に必要な一定水準の基礎学力を身につけている人
・高いコミュニケーション能力と専門知識や接遇スキルを学ぶ意欲が高い人
《高等学校段階で履修すべき科目等》
（情報ビジネスコース）
〇日々の生活の中で、ビジネスについて興味、関心を高めること。
〇簿記、情報、英会話、秘書などの知識や興味があることが望ましい。
（情報医療コース）
〇日々の生活の中で、医療やホスピタリティについて興味、関心を高めること。
〇簿記、情報、英会話、秘書などの知識や興味があることが望ましい。

【幼児教育学科第１部、第３部】
・保育・幼児教育に強い関心を持つ人
・温かな人間性としなやかな感性、主体性、倫理観、コミュニケーション能力、高い学習意欲を持つ人
《高等学校段階で履修すべき科目等》
〇部活動、学校行事、ボランティア活動等に積極的に取り組み、人間性、コミュニケーション機能を高めるよう努めること。
〇本学科での学習に必要な基礎学力（特に国語力）を身につけること。
〇体育に積極的に取り組み、体力をつけることや健康の維持・増進に努めていること。

入学前の学習成果の把握・評価は、入学者選抜試験によって実施している。各入試区分において面接を課しており、限られた面接時間であるが自分の夢や目標に対して意欲・興味・関心を持っているか否かを把握するよう心がけている。高等学校からの調査書も面接で活用し、各学科での学習に必要な一定水準の基礎学力の有無を確認している。入試の選考方法、筆記試験の内容等は全学共通であるが、AO 入試エントリーのための課題については、学科の特性を生かし、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）に対応した評価ができるよう学科・専攻ごとに異なった内容となっている。また、入学予定者には、各学科・専攻により入学前指導を行っており、夢や目標に対する意欲をさらに高めるとともに大学での勉学にスムーズな移行が得られるよう働きかけている。

入学者選抜の方法は、多様な個性を持った学生を受け入れるため、AO 入試、指定校推薦入試、一般推薦入試（専願制・併願制）、一般入試、社会人入試（社会人特別奨学生・一般）、私費外国人入試の制度を設けている。各入試区分においては選考基準を明確に設定し、その中で「学力の３要素」を高等学校での調査書、面接試験、一般入試においては科目試験を加え総合的に評価している。入学試験の合否は，入学試験判定会議において総合的に判定し、教授会で承認を得ている。

入試や募集活動の策定、検討はそれぞれ入試委員会、広報委員会で行っている。各委員会には副学長２名、学科長、専攻科長が主な構成員として組織されており、入試・広報センター職員も同様に所属・参加しているため、各委員会と入試・広報センターの隔たりがなく協議から実施に至るまでスムーズに進行している。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は高校訪問担当者が随時高等学校を訪問し、入学試験案内の詳細な説明を行っている。その際、高校側から入試に関する要望があれば持ち帰り、その内容について入試委員会で随時協議している。また毎年開催されている私立大学・

短期大学の進路指導研究会において、愛知県公立高等学校長会から私立大学に対する要望書が配布されており、同じくその内容についても入試委員会で対応している。

［区分　基準Ⅱ-A-6　短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学習成果に具体性がある。

(2)　学習成果は一定期間内で獲得可能である。

(3)　学習成果は測定可能である。

＜区分　基準Ⅱ-A-6 の現状＞

各学科・専攻課程の学習成果については、平成27年度までは科目レベルの学習成果をシラバスに掲載するのみであったが、平成28年度に、学生が在学中に履修する科目群（基礎科目と専門科目を体系的にいくつかのグループに分けたもの）の各科目の履修時期や履修順序が明記してあるカリキュラム・ツリーを作成し、その中に科目群ごとの学習成果を掲載した。学習成果は、学生が理解しやすいよう、できるだけ具体的な記述を心がけ、学生が努力をすれば在学期間内に獲得可能であるものとなっている。また、学習成果は、学生にも（GPA や自己評価表による）、教員にも（GPA、学生の自己評価の集計や学科・専攻課程ごとの査定指標による）測定可能なものとなっている。令和元年度から、ショーシャルスキルを測定する PROG テストを導入した。初年度は新入学年のみ実施したため、学習成果としての分析はできないが、次年度は卒業時に実施するため、入学から卒業までの期間における学習成果が測定できることとなる。

学習成果は、学生が日々の学習活動の中で獲得するものであるが、本学ではそれに加えて、生活文化学科食物栄養専攻では、「栄養士実力認定試験（一般社団法人全国栄養士養成施設協会）」を実施し、これに向けた対策講座や模擬試験を行うことにより、また、生活文化専攻ではコンテストへの応募や検定の受検指導を個別に行うことなどにより獲得させている。幼児教育学科では、授業で学んだことを、学外で実施される保育園・幼稚園実習等で応用し、工夫をする中で獲得させている。

本学の学科・専攻課程は実験や実習を伴う科目を数多く有するため、学習成果の査定に際しては、試験の結果だけではなく、レポートや作品の作成・提出、学生の表現活動等を総合的な評価基準のもとで評価している。成績評価についてはシラバスに項目を設け、例えば「試験（70%）、課題や授業への取組み状況（30%）」などと全ての科目についてパーセント表示を行い、学習成果の客観的な査定ができるようにしている。

学習成果の獲得状況は、各学科・専攻課程での各種資格の取得状況等に反映されている。

各学科・専攻課程で取得できる資格と学習成果の測定方法は次の通りである。

【生活文化学科食物栄養専攻】

栄養士、栄養教諭二種免許状、医療秘書実務士他

学習成果の測定方法としては、学生の自己評価、GPA、栄養士実力認定試験の結果、選択科目の修得単位、専門職への就職率等を利用している。

【生活文化学科・生活文化専攻】

医療秘書実務士、上級秘書士・秘書士、介護保険実務士、上級情報処理士・情報処理士他

学習成果の測定方法としては、学生の自己評価、GPA、医療事務技能審査試験、秘書技能検定、診療報酬請求事務能力認定試験等外部試験の資格取得人数、専門科目の修得単位数、専門職への就職率等を利用している。

【幼児教育学科第１部】

保育士、幼稚園教諭二種免許状、レクリエーション・インストラクター、こども音楽療育士、幼児体育指導者検定、幼児安全法支援員、幼保英語検定他

学習成果の測定方法としては、学生の自己評価、GPA、各種資格取得状況、公務員試験合格者数、専門科目の修得単位数、専門職への就職率等を利用している。

【幼児教育学科第３部】

保育士、幼稚園教諭二種免許状、こども音楽療育士、幼児体育指導者検定、幼児安全法支援員、幼保英語検定他

学習成果の測定方法としては、学生の自己評価、GPA、各種資格取得状況、公務員試験合格者数、専門科目の修得単位数、専門職への就職率等の測定可能な指標を用いている。

全学的な取組みとして、「私立大学研究ブランディング事業」に関連して、「食物アレルギー教育到達度テスト」の開発を行っている。

【学習成果の査定（アセスメント）ＰＤＣＡサイクル】

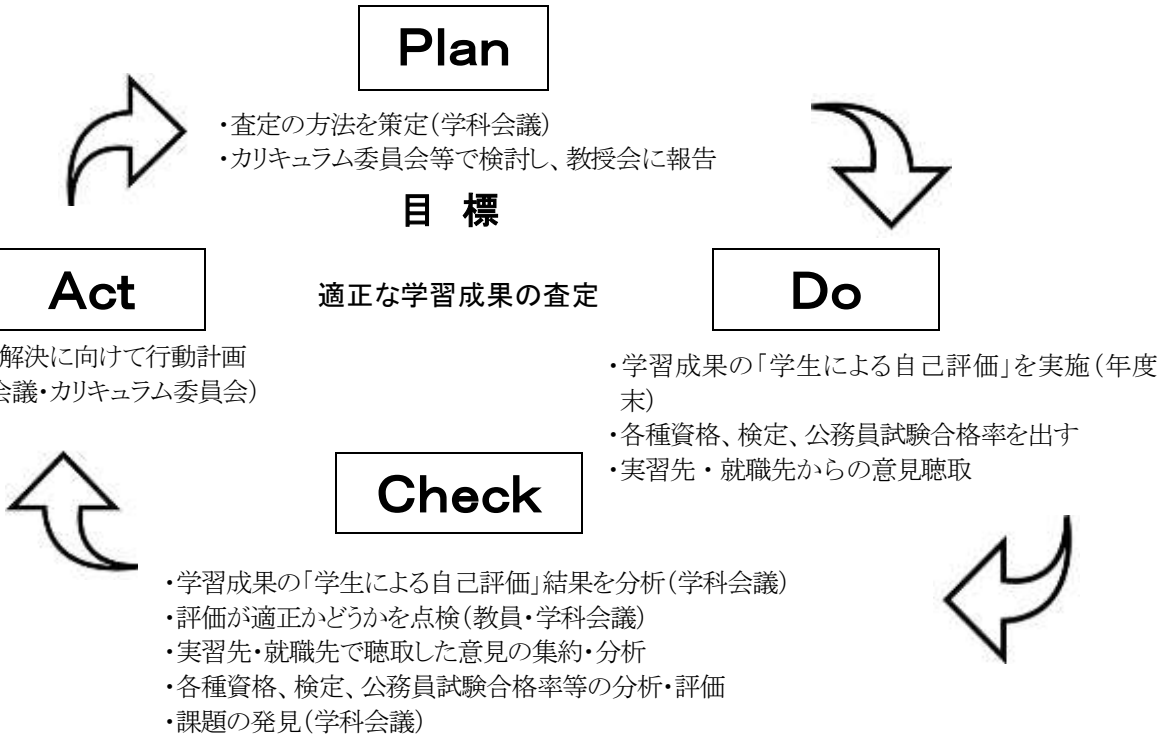

［区分　基準Ⅱ-A-7　学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

(2)　学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

(3)　学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分　基準Ⅱ-A-7 の現状＞

学習成果の獲得状況について、量的・質的データを用いて測定している。

量的データとしては、GPA、学位取得率、資格・免許の取得率や公務員合格率、外部検定試験合格率等で測定している。また、学生生活実態調査や学生による自己評価、卒業生へのアンケー

ト、あるいは実習園や実習施設、就職先の事業所からの評価等を用い、多面的な評価を行っている。大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率を活用し、学習成果の獲得状況を把握している。

特に、GPA の分布を用いた学生による「学習成果の自己評価」は、学生にとって１年間の学修成果の振り返りとなり、教員にとっては、次年度の評価や授業方法等、授業計画案を策定する上での貴重な資料となっている。

令和元年度からは、外的な調査「PROG」を用い、総合的かつ客観的に実態を把握している。

質的データとしては、卒業生、実習先、雇用者の意見や要望を聴き取っている。

これらのデータを測定し、評価し、次年度の教学・学生支援、就職支援に活用している。

またホームページの「大学情報」の「情報公開」にて、年次データとして、学位取得率、資格・免許取得率、公務員合格率、外部試験合格率、学修時間について公表し、経年で比較できるものについては、比較したものを掲載している。

［区分　基準Ⅱ-A-8　学生の卒業後評価への取り組みを行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　卒業生の進路先からの評価を聴取している。

(2)　聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分　基準Ⅱ-A-8 の現状＞

本学では、学内での様々な指導に生かすため各就職先に、アンケート調査を行っている。平成30 年度卒業生の就職先のうち、アンケートをお願いした就職先は 80 件で、就職先からの回答数は 61 件であった（回収率 76.3%）。

調査内容は２項目あり、１つは他の大学と比べた本学卒業生の特徴を「１　意欲的であるか、２　判断力に優れているか、３　責任感が強いか、４　個性が豊かか、５　創造力に富んでいるか、６　専門的な知識が豊富か、７　自分で努力するか、８　コミュニケーション能力があるか」の８項目について５段階評価で調査した。

質問１「本学の卒業生は、どのような特徴があるとお感じでしょうか」

採用項目	良い 5	4	普通 3	2	悪い 1	回答数	30 年度 平 均	29 年度 平 均
意欲的である	19	18	19	3	1	60	3.85	3.86
判断力に優れている	2	13	36	7	2	60	3.10	3.27
責任感が強い	16	17	18	9	1	61	3.62	3.71
個性が豊か	10	14	31	3	2	60	3.45	3.28
創造力に富んでいる	4	18	30	5	3	60	3.25	3.15
専門的な知識が豊富	1	7	44	7	1	60	3.00	3.13
自分で努力をする	21	23	11	4	2	61	3.93	3.79
コミュニケーション能力	13	24	13	8	3	61	3.59	3.62
平均							3.47	3.48

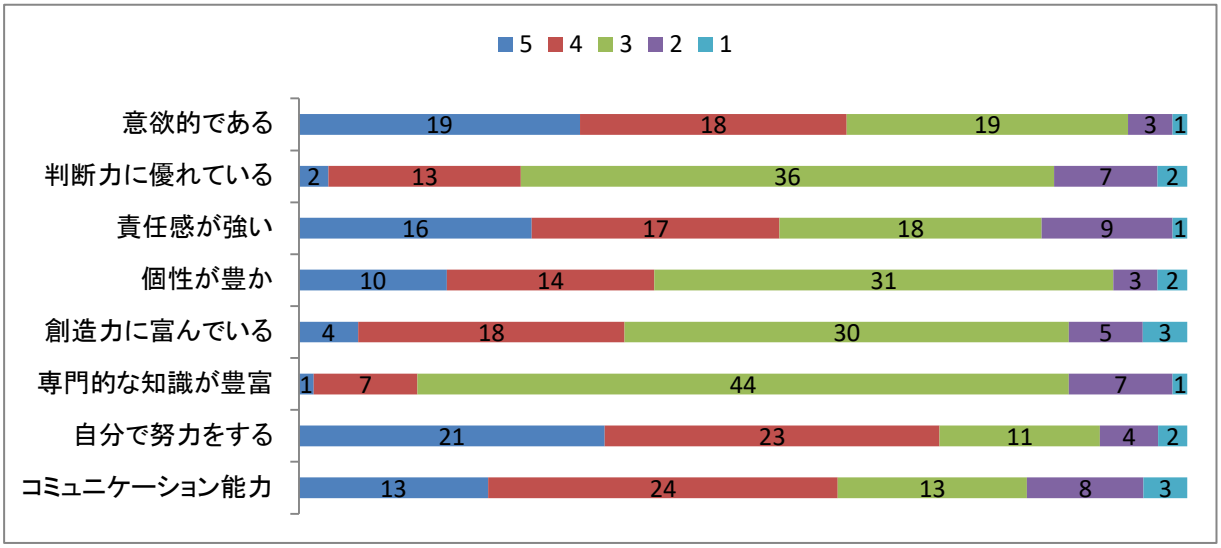

このアンケート調査結果から、本学卒業生の一番優れている点は「自分で努力をする」点で、評価の平均値は 3.93（前年度 3.79）であった。次は「意欲的である」で 3.85（同 3.86）、さらに「責任感が強い」で 3.62（同 3.71）、また「コミュニケーション能力」3.59（同 3.62）と続いている。卒業生に対する評価は昨年と比較して 1，2 位の順位は入れ替わったが、上位 4 項目に変化はない。しかし、「判断力に優れている」「個性豊か」「創造力に富んでいる」「専門的な知識が豊富」の４項目においては“普通”という印象から“良い”という印象への改善の余地が残っていると思われる。

もう１つは採用時に重視している点について調査した。平成 27 年度卒業生からは、「社会人基礎力」の観点でアンケート調査を実施することにした。社会人基礎力とは、経済産業省が平成 18 年２月、「職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力」として、３つの能力（12 の能力要素）からなる「社会人基礎力」として定義づけたものである。この 12 の能力要素について、５段階で重視度を尋ねた。

質問２「採用に際して、何を重視されますか」

採用項目	重視 5	4	普通 3	2	軽視 1	平均
前に踏み出す力（3.94）						
1 主体性	23	19	19	0	0	4.07
2 働きかけ力	8	25	25	2	0	3.65
3 実行力	21	26	14	0	0	4.11
考え抜く力（3.63）						
4 課題発見力	10	18	33	0	0	3.62
5 計画力	11	15	35	0	0	3.61
6 創造力	9	21	30	0	0	3.65
チームで働く力（3.90）						
7 発信力	7	15	33	2	0	3.47
8 傾聴力	19	19	24	0	0	3.92
9 柔軟性	26	19	17	0	0	4.15
10 状況把握力	21	20	18	1	0	4.02
11 規律性	20	20	22	0	0	3.97
12 ストレスコントロール力	14	25	19	1	0	3.88

このアンケート調査結果から、採用時に重視される項目の上位は「柔軟性」4.15、「実行力」4.11、「主体性」4.07 で、三つの能力のうち１位は「前に踏み出す力」3.94 であった。このことから、就職先において、多様な人々と仕事をしていくためには「前に踏み出す力」が求められている実態が分かった。最終的に採用を決める時は「人物重視」で、専門職としての優れた知識技能を身に付け、柔軟性をもってチームで仕事をする自覚を持ち、主体的に努力を惜しまない人材を求めている実態がよく分かった。

これらの結果は毎年、教授会において報告している。就職後１年目の学生がどのように就職先で評価されているかを全教職員にフィードバックすることにより、授業改善や学生生活への取組みの点検に活用している。また、採用時に就職先が求める力は、時代の流れとともに変化している。そのため常に就職先が求める力を的確に把握する必要がある。その上で企業が求める力を持った学生を育てるように全教職員の協力体制が整えなければならない。

【学生の卒業後評価への取組みＰＤＣＡサイクル】

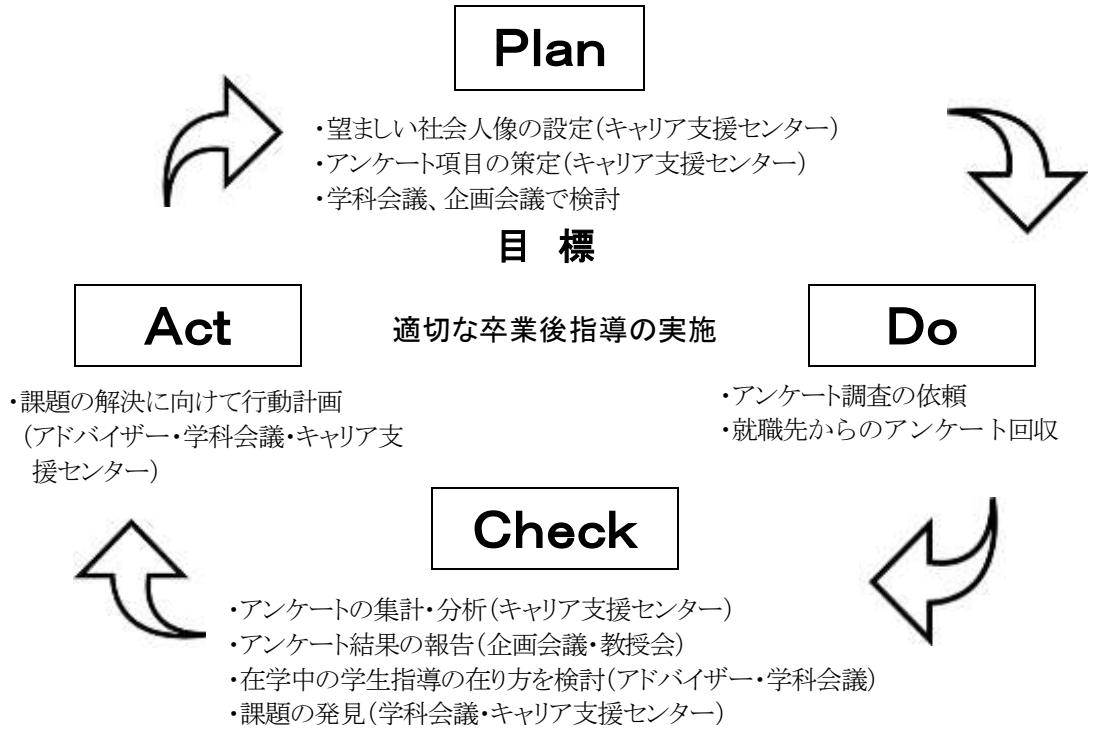

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

教育課程については、入学時点での学力の差、学生自身のキャリアビジョンや目的意識の明確化について調査する必要がある。また、学修成果の獲得状況の量的・質的データの利活用状況は、学科によって差が生じている。全学的に評価内容、フィードバックを共有・検討する必要がある。

学習成果の査定について、教養や人間性の涵養に関する評価手法について、他大学の方法も参考に、全学的なルーブリック評価など様々な測定方法の検討が必要である。特に、実習先や就職先から「文章力がない」、「受け身的である」、「専門的な知識と創造力・発信力が不足している」など、指摘を受けている学生の資質・能力の向上に向けた課題を教職員が共通認識するとともに、授業をはじめ学生生活のあらゆる場面で、早急に改善に向けた実践が必要である。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、大学への入り口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価・判定するため、平成 31 年度より AO 入試試験において、プレゼンテーションを面接試験で課すこととしたが、今後も入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の見直しやそれに伴う入学者選抜方法の工夫・改善を進

めていきたい。

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

なし

［テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援］

［区分　基準Ⅱ-B-1　学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

(2)　事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

(3)　教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分　基準Ⅱ-B-1 の現状＞

各学科・専攻課程の教員は、履修案内の各学科・専攻課程の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と学習成果を念頭において、シラバスに成績評価の基準をパーセント表示で明記し評価を行っている。

教員は、講義や演習だけでなく、実験、実習、実技及び学外実習の学習成果についても総合的に評価している。具体的には、授業ごとに行う小テストや実技、制作物、学生発表などで学生の学習成果の獲得状況と学習到達度を把握している。特にアドバイザーは、担当する学生全員の履修状況や授業の出欠状況を把握して、それらが思わしくない学生に対しては面接を行ったり、改善策を話し合ったりして学生のサポートにあたっている。さらに、毎年５月に開催される教育懇談会では保護者との情報共有を行っている。欠席の保護者には後日郵送で案内し、情報の共有に努めている。

学生の履修状況等は学科会議にも報告され、学科に属する教員全員で情報の共有を行っている。

なお、授業内容の調整や学生に関する情報交換のための学科会議は毎月１回以上開催しているが、これとは別に、非常勤教員も含めた授業担当者会も随時行っている。また、毎年新年度が始まる前の３月に、非常勤講師を含めた科目担当者打合せ会を持ち、学長からは建学の精神、教育理念、教育目標について、教務部からは授業や試験に関する事務的事項について説明した後、学科別に分かれて授業の進め方や複数の教員が類似の領域を扱う場合の指導内容の調整など、細部にわたり意見交換を行う機会を設けており、新年度からの授業のスムーズな開始につながっている。

FD 活動としては、前期・後期に各１回、「学生による授業評価・満足度調査」を実施しており、その結果は FD・学術研究委員会で集約して当該科目の担当教員に返却している。教員はその結果から、自らの授業が学生にどのように受け止められ、学生の授業への取組み状況や理解度はどうなのかを客観的に知ることができるようになった。また、この調査結果を踏まえて、今後の授業をどう改善していくのかについてのレポートを提出してもらい、集約した上で回覧し公開している。さらに、毎年１回以上外部講師を招き、全学的な課題をテーマとした講演会を行ったり、年２回「教員相互の授業参観」を実施するなど、常に研修と研鑽に励んでいる。

各教員は学生一人ひとりの学習成果の獲得状況を把握し、日々の授業から卒業に至るまで責任を持って指導している。

事務職員による学生支援としては、教員と連携しての履修科目の登録、学生の欠席届の受理と科目担当教員への連絡、各種証明書の発行、学生生活全般の指導と相談、学生寮や奨学金、学費の納入に関する相談、就職活動の支援、図書館での支援、健康相談などがあるが、これらを通して学生の学習成果の達成状況を意識しながら総合的に支援している。

事務職員は、建学の精神、教育理念、教育目的・目標の理解は当然のこととして、各学科・専攻課程及び各科目の学習成果についても所属部署の修学指導、就職支援などの職務を通じて十分に認識しており、学生の学習成果の獲得に向けての支援を行っている。どの部署においても事務職員が学生と接する機会は多く、学生支援、学生指導の視点を持ちながら学生対応にあたっている。

事務職員の SD 活動としては、月１回程度のスタッフミーティングを行い、教授会の内容を各部署に伝達・周知するとともに、学生の入学から卒業に至るまでに各部署が行う学生支援のための情報交換等を実施している。またこれに加え、研修会等に参加した者から、学生支援に関わる内容についての伝達研修を行うなど、各部署における職務の充実につなげている。その他の取組みとしては、教職員合同の研修会として、FD・学術研究委員会と合同で外部講師を招いて講演会や講習会を行っている。

図書館には、専任職員１名、非常勤職員１名を配置している。閲覧室、書庫ともに自由に出入りでき、学生の学習や読書の場となっている。オンライン検索（OPAC）を利用し、館内パソコンや学外から図書資料の所蔵および貸し出し状況が確認できる。
館内ではレファレンス（調査相談）に力を入れ、学習に必要な図書資料の案内や検索の方法など、利用者の要望に応じた情報を提供している。

図書館システムは、平成20年11月に株式会社 RICHO「Limedio」を導入し、平成26年（2014年）に株式会社ブレインテック「情報館」に移行。60有余年の歴史を持つ本学には、貴重な資料が保管されているため、それらを整備し、データで管理することにより利用価値が上がるものと考えている。平成25年（2013年）より稲沢市との包括協定事業として相互利用サービスを行い、地域との連携を図っている。

年４回発行の図書館だより「ぶっくえんど」では、新着本や活動状況などを記載し、館内掲示やホームページで発信している。また、例年、入学時にクラスごとの図書館オリエンテーション（ツアーと説明会）を行い、学修支援の一環として学生が積極的に利用できるよう努めている。

また、年に２回、学生と教職員から図書の購入希望を受け付け、学習に準じた図書資料を充実させている。図書資料の配架は、使用頻度などを考慮して分かりやすく設置し、随時、季節の行

事や学習内容にあわせたテーマ別コーナーを設けて貸し出しを促している。貸出冊数が多い学生については、年に一度、表彰を行っている。

視聴覚教育の充実を図るため、今年度は小児保健実習室、Ⅱ－203教室にも視聴覚機器が整備された。また移動式のプロジェクター式、授業用ノートパソコン7台が学内に整備され、特別教室等でのパソコンを用いた授業やプレゼンテーション等で利用されている。また、パソコン教室、インターネット教室には、ビデオや DVD、CD などが常時利用できる機器のほか、パソコンによるプレゼンテーションが可能なプロジェクタとスクリーンが配置されている。
専任教職員には一人１台のパソコンが整備され、非常勤教員を含めた全教職員にメールアドレスを配布している。これにより、教職員間の連絡やデータの受け渡し等が居所や時間に関係なく常に可能となり、大幅な事務の効率化が実現している。平成 28 年度から Office365 を導入し、FD 研修としてメールの活用についての研修会を実施した。

［区分　基準Ⅱ-B-2　学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
(2)　入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
(3)　学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
(4)　学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
(5)　学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
(6)　学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
(7)　学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
(8)　学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
(9)　必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
(10)　学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分　基準Ⅱ-B-2 の現状＞

AO 入試及び推薦入試などの入学手続者には、入学までに時間的余裕があるため、入学後の授業につながる内容の課題を与え、入学前教育を行っている。また、入学前の３月下旬には、入学予定者全員に対して入学前オリエンテーションを実施している。全体的な説明（本学の教育理念、教務関連事項、学生生活の概要など）の後、学科・専攻・コースに分かれて専門分野の説明を行い、入学に際しての学習意欲を高めている。その際に、選択科目の調査、実習着の購入手続きなども行っている。

入学式の翌日、新入生オリエンテーションを実施している。学科・専攻・コース別にアドバイザーから、学生便覧（学則をはじめ学内諸規則など）、履修案内（単位制度、授業、試験、成績、シラバスなど）を用いて学生生活全般についての説明を行っている。また、時間割の中に、文教アワーを月曜日に１コマ（90分）設定し、毎週定期的に学科長やアドバイザーから指導を行っている。

学生の学習上の問題や悩み等に対しては、アドバイザーが学生の相談窓口となっている。アドバイザーの判断で学生相談室への連絡が必要と思われるケース（健康上の問題やメンタルヘルスなど）については、アドバイザーと学生相談係が連携して専門的な相談を実施している。また、

学生の多様化に伴い、平成29年度入学生から、入学時に健康上の留意点などを把握する調査票を運用することとした。

平成20年度に、学生の就職活動や事務手続等を総合的に支援する「総合サポートセンター」を設置し、平成28年度からは「キャリア支援センター」と改称され現在に至っている。加えて、学生の学習や研究活動を支援するために、全専任教員による「オフィスアワー（質問・相談の時間）」を設定し、授業を中心に学生の質問に応じる体制を整えた。また、「学生相談ポスト」を学内２か所に設置して幅広く学生の相談に対応できるようにしている。

基礎学力が不足する学生に対して、専門的技術・学力については、生活文化学科では包丁技術の向上、検定の受検勧奨、問題集の紹介などを行い、幼児教育学科ではステップアップ講座を実施し苦手分野を集中的に学習できるようにしている。栄養士養成科目について、各学期・学年で目標に到達しない学生に対して卒業時まで科目担当教員が、レベルに応じた課題を順次課す形で継続指導をすることにより単位の修得を目指している。特に、専門職を養成する学科・専攻の多い本学では、職業への理解や就業へのモチベーションの低下が学力に影響しやすいことから、各学科・専攻で職業意識、学修目的意識の維持・向上を目的とした個別あるいは実践的な学びを展開している。

進度の速い学生に対する学習上の配慮としては、科目担当教員が特別な課題を与えたり、より高度な学習や研究ができるように助言を行うなどしている。また、公務員希望者に対しては、全学的に就職支援プログラムによる支援や特定の分野に関する個別指導を行っている。平成28年度から生活文化専攻に情報ビジネスコースを設置したことに伴い、入学前に全日本商業高等学校簿記実務検定試験２級以上、日本商工会議所簿記検定試験３級以上に合格している学生には、「簿記基礎」の単位を認定している。

本学には、通信で教育を行う学科はない。私費外国人入試はあるものの、受け入れの実績はない。留学生の短期派遣については、毎年９月に10日間、本学が加盟する「日本医療福祉実務教育協会」の主催でオーストラリア医療福祉研修を企画し、参加の学生を募って実施している。平成29年度からは、3月の2週間の日程で、ニュージーランドで英語学習や保育現場での実習や見学を行う保育研修を実施している。平成30年度より幼児教育学科第1部、第3部1年生には短期海外保育研修の専門科目として単位化している。オーストラリア研修は基礎科目「キャリアプラス」として単位化している。

GPA、学生による自己点検、履修カルテ等のデータに基づき、学習支援方策について、学科会議、キャリア支援センター、教務部等で点検している。

［区分　基準Ⅱ-B-3　学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
(2)　クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
(3)　学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
(4)　宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
(5)　通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
(6)　奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
(7)　学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
(8)　学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
(9)　留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
(10)　社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
(11)　障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
(12)　長期履修生を受入れる体制を整えている。

（13） 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分　基準Ⅱ-B-3 の現状＞

学生支援部は、学生生活に関する事務を統括している。学生支援係、課外活動係、医務・厚生・相談係の 3 係から編成されている。学生支援部長をはじめ、両学科からの教員とアドバイザー全員を各係に配置している。医務室には、看護師とカウンセラーを配置し学生の身体面と精神面のサポートに力を入れている。

クラブ活動については、新規に立ち上げるサークルが徐々に増えてきている。令和元年度は、15 団体（運動系 3 団体、文科系 12 団体）あり、大学祭などの行事で日頃の成果を披露している。ダンスサークルは、近隣の市で開催されるイベントへの出演要請もあり、活動の場が広がっている。

東日本大震災直後に生活文化学科・食物栄養専攻を中心に立ち上げた「とどけ！ぱりまるプロジェクト」において、食物アレルギーの子どもにも食べられる焼き菓子「ぱりまる」を被災地に送る「ぱりまる募金活動」を通して、食物アレルギーを持った被災地の子どもたちへの支援を継続して行っている。 3 月の桃の節句の時期に、陸前高田市内の保育所へ継続して送っている。

平成 28 年度から「未来へ羽ばたけ！文教 Girls」が結成され、稲沢市 10 カ年計画に向けて、本学の学生が若い女性の目線から、新しい町づくりに向けて積極的に提案している。また、令和元年 9 月 6 日、7 日に、福岡県にある香蘭女子短期大学で開催された短大フォーラム「ミライ」において「一人暮らし」からワークライフバランスを考えることをテーマにし、将来一人暮らしをするようなことがあっても時間やお金をうまく活用し潤いのある生活が送れるようなプログラムを考案し、プレゼンを行い良い成果を残すことができた。

大学祭は、学生主体で運営できるよう大学祭係の教員がサポートしている。11 月上旬の開催に向け 4 月下旬から実行委員会を実施し、委員長 1 名、副委員長 2 名を選出する。副委員長は幼児教育学科、生活文化学科から各 1 名選出し、各学科の意見が反映できるよう選出に工夫がなされている。また、各クラスから大学祭実行委員を選出することで、委員長、副委員長からの指示が浸透しやすい。委員会は委員長を中心に進められ、すべてのクラスがアトラクションや食品バザーを行えるようにしている。各学科、学んだ知識を生かしつつ来場者の危機管理衛生管理にも配慮して行っている。

学生食堂は、学生や教職員にとって快適で安全な施設を整備・提供するキャンパス・アメニティについては、定食とランチメニューを提供し、サラダバーで豊富な種類の野菜を盛り付けることができる学生食堂（ビタミンパレット）を完備しており、学生、教職員の健康志向に応えるものとなっている。学生食堂は学内関係者以外に地域の方々も利用可能で、地域貢献の役割も果たしている。また、中庭を臨む開放的なラウンジ、パウダールーム、談話室、和室（励照の間）は学生がいつでも使えるように開放され、学生の憩いの場となっている。

学生食堂の混雑を解消するために、パンの販売を委託しているほか、定食よりリーズナブルなランチボックスやおにぎりを取り入れて好きな場所で昼食をとることができるようにしている。そして、定期的に教職員が学生食堂の食券購入や食堂でのマナー指導を行うことによって学生が快適に大学設備を利用できるようにしている。また、学生食堂の入り口にライフラインベンダー自動販売機を設置し、非常災害時に対応できるようにしている。

また、それぞれの学科の特性を生かしたクラブを作るなど、クラブ活動が学習向上につながるよう環境を整備している。クラブ活動は、活動を通して学科の専門性をより高めることが目的であり、学科の教員が顧問となり指導している。顧問の教員は、前年度の課題をもとに、学生が主体的に活動できるように指導している。なお、対人関係スキルの向上、人を思うおもてなしの気持ちを向上させるために、ボランティア活動を単位化している。ボランティア活動を通して学んだことが専門性の向上や就職にどのように結びつくのかを、文教アワーでアドバイザーが指導するとともに、ボランティア活動に積極的に参加できる環境も整えている。

宿舎を必要とする学生に対しては、２つの学生寮を完備している。朝・夕の食事の提供、24時間体制の寮管理人を置き、寮主任４名（各寮２名）体制で管理・支援を行っている。寮にはセキュリティシステムを導入し、安全性を高めている。また、寮生同士の親睦を深めるために、季節ごとに行事を開催している。学生寮に入寮を希望しても入寮できない学生のために、平成 26 年度から、大学に近在する民間アパートやマンションの家賃の一部を補助する「住宅費助成制度」を立ち上げた。これを利用する学生の把握と生活指導については、アドバイザーと学生支援係が連携して行っている。

学生の通学のために、最寄り駅（名鉄国府宮駅、JR 稲沢駅）と本学との間にスクールバスが授業時間に合わせて運行している。新学期には、全教職員が最寄り駅と本学前のスクールバス乗降場所で交通マナー指導を行っている。自家用車通学の学生には有料で学生用駐車場を提供し、原付バイク・自転車通学者に対しては駐輪場を確保している。

平成 25 年度からスタートした駐輪場の利用指導、学生食堂の利用指導、スクールバスの乗降指導は、学生がスムーズに移動でき、より快適な学生生活を送ることができるようにすることが目的である。指導期間を延長することによりマナーの定着を図っている。

学生の経済的支援としては「独立行政法人日本学生支援機構奨学金」、「足立学園奨学金給付制度（特待生）」、「授業料等減免制度（特別奨学金制度）」、「授業料の月割分納制度」、「授業料延納制度」、「住宅費助成制度」、入学金の減免制度として「同窓会員子女に対する特別減免制度」、「稲沢市内在住又は稲沢市内の高等学校在籍者に対する減免制度」があり多くの学生が利用している。

平成 29 年度より導入された学長奨励賞制度においては、検定や公務員に合格すると奨励金が支給されるため、さまざまな試験に挑戦する学生が増えた。

定期健康診断は、外部医療機関に委託して実施している。結果は、本人に知らせるとともに、検査結果に問題がある学生には本学の看護師や学生相談係が相談・指導を行っている。症状によっては、看護師が学校医に相談しさらに具体的な指示を仰ぐようにしている。教職員に関しても同様である。メンタルヘルスケアは、学生支援係のカウンセラー（医務室常駐１名）を中心にアドバイザーも対応している。相談室でカウンセリングを受けたい場合は、メールや QR コードから相談時間を予約することができる。平成 29 年度から、入学時点での持病や健康上の留意事項を把握し、医務室と学生、アドバイザーとの連携の円滑化を図るため、「健康調査票」を運用することとなった。

カウンセリングの利用件数等の記述統計は全教職員が情報を共有することによって、学生支援の向上を図っている。

日常の学生生活を総合的に支援するために、アドバイザーが毎週月曜日の BH において学生と顔を合わせること、授業の欠席が２回になった学生に対して警告書の発行、学生の生活実態調査の実施、教育懇談会や近況報告による保護者との連携強化の取組みを行っている。「欠席が多くなった」、「実習を辞退したいと考えている」などの学生情報は、学科教員間（非常勤も含む）で共有し対応策を話し合っている。多様な資質・能力を持つ学生の中には、日々の学びの中で、自己理解や職業観に対する理解が進み、当初の目標とは異なる新たな進路を見つけたり目標設定が行われる場合がある。それらの学生に対しては、個別に資格取得や受講する科目の調整など、できうる限り対応し、修学継続を支援している。

アドバイザーは定期的に学生と面談し、各部署と連携を取りながら支援しているが、状況が深刻な場合には保護者を交えて学科長が面談を行うなど、早期解決に向けた対応を心がけている。

退学者に関して、生活文化学科・食物栄養専攻では、勉学意欲の喪失やメンタル面の理由によるものが多い。本専攻は、栄養士免許や栄養教諭免許を取得するために学外実習を行わなければならない。そのため、身体的、精神的にも自己管理のできる学生を育てるよう指導を重ねている。生活文化学科・生活文化専攻では、アドバイザーの個人面談・指導を重ね、目的意識の早期明確化に取り組み、休学、退学の防止に努めている。

幼児教育学科での退学理由は、該当者の学生生活の様子や成績、またアドバイザーの報告から「勉学意欲の喪失」又は「進路変更」のいずれかに大別されるが、高校の進路決定の段階に起因

するものと思われるものもある。平成 27 年度からは入学式の終了後、新入生とその保護者を対象に、勉学や実習に向けての心構えを伝え、保護者の協力が得られる体制を作っている。

学生生活への意見や要望は主にアドバイザーと学科、学生支援部が中心となり対応している。また、意見箱を設置し、学生が意見できるように計らっている。学生からの意見があった場合には、担当部署で対応策などを協議した後、企画会議で決定し速やかに対応している。

留学生の学習（日本語教育など）及び生活を支援する体制については、入試制度はあるが、留学生の在籍実績はない。

平成 22 年度入学生より、社会人特別奨学生の制度を設けており、この制度を利用した学生も在籍している。学生個々の事情も異なっているので、アドバイザーが個人面談を行い、生活面だけでなく学習面においても支援に努めている。

障がい者の受け入れのための施設として、エレベータ、階段の昇降のための手すり、玄関のスロープ、多目的トイレなどを設置している。

学生の社会的活動については、活動内容、参加状況などを各学科・専攻・コースで把握し、ボランティア活動への参加を推奨している。稲沢まつり、稲沢夏まつり、そぶえイチョウ黄葉まつり、児童養護施設、高齢者施設、保育施設などを含めボランティア精神を育むために積極的に推奨している。稲沢市女性消防団にも参加し、社会貢献にも努めている。また、ボランティア活動については「キャリアプラス」の単位として認定している。

平成 27 年度から、学生のキャンパスライフを支援し改善していくために学生生活実態調査を実施している。調査は５月下旬から６月中に文教アワーの中で実施している。集計結果は教職員が共有できるようにしている。項目は生活時間、アルバイト状況、学生生活における不安と相談者の有無、生活安全、修学上の目的意識など多岐にわたる。平成 28 年度の結果から、学生の３割が自宅学習をほとんど行っていないこと、ブラックバイト（アルバイトのうち違法性のあるもの）の被害が大きいこと、自動車やバイク、自転車利用の学生が増加したことアルバイトや通学所要時間が長いことにより睡眠時間が短く、勉学への影響が懸念されること、不審者や痴漢、インターネット被害などを経験している学生が多くいるということが明らかとなった。

［区分　基準Ⅱ-B-4　進路支援を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
(2)　就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
(3)　就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
(4)　学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
(5)　進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分　基準Ⅱ-B-4 の現状＞

平成 28 年度から就職支援部は入口である「入試・広報センター」と対をなす形で「キャリア支援センター」として学生のキャリア支援を行っている。在学生だけでなく卒業生に対してもキャリア支援を継続して行うために、就職支援係と卒業生支援係で構成されている。就職支援係は教員２名、卒業学年アドバイザー８名、専任職員２名が担当している。また、卒業生支援係として教員１名、専任職員２名が担当している。年間 7 回、定期的にキャリア支援担当者会を開き、担当者間で密に連携を図りながら個々の学生に対応し、きめ細やかなキャリア支援活動を行っている。

キャリア支援センターは、学生がアクセスしやすい１階に位置し様々なキャリア支援を実施している。就職支援係は進路決定に向けての個人進路相談、各企業説明会や求人内容に関する情報提供、受験対策として履歴書添削・面接試験模擬面接・論作文添削・就職試験対策用図書の紹介・受験報告書を利用したアドバイス、入学から卒業まで継続的にキャリア支援を行う進路ガイダン

スなどを実施している。それぞれの支援において、必ずアドバイザーと連携を図りながら、その学生の希望に沿った職業に就くことができるように支援している。また、卒業生に対しては、卒後研修、ホームカミングデーなどで卒業後の悩み事等の相談に対応し、早期離職を未然に防ぐよう、適切な支援を行っている。平成 30 年度、令和元年度でそれぞれ 8 名、5 名の卒業生の支援を行った。また、転職や再就職を希望する卒業生に対しては情報提供や求人紹介を行っている。令和元年度は希望する 5 名の内 1 名が採用された。

全学科の学生を対象として、公立保育士・幼稚園教諭、一般事務・給食調理員（市町村職員）、栄養教諭を目指す学生を対象として公務員試験対策講座を実施している。本講座は、前年 10 月から 7 月まで 26 コマ実施している。講座内容は 1 次試験対策として教養試験のうち社会科学【政治・経済・社会・時事】、人文科学【日本史・世界史・地理】、自然科学【物理・化学・生物・地学】、一般知能【文章理解・資料解釈】について学習する。特に、公立保育園・幼稚園教諭を受験する学生向けに専門試験対策も実施している。さらに、公務員及び上場企業を目指す全学生を対象として教養試験「数学」受験対策講座も実施している。公務員及び上場企業では、採用選考試験に教養試験を実施しており、教養試験の約 30%出題される数学は多くの学生が苦手としている。数学の【数的推理・判断推理・資料解釈】の分野を基礎から応用までじっくりと学ぶことで苦手意識をなくし、理解を深めることができる。最近は公務員や優良企業の採用試験に積極的に挑戦する学生が増えており、着実に成果を上げてきている。平成 29 年度は合格者 5 名、平成 30 年度は同 29 名、令和元年度は同 38 名と合格者も増加しており、学生の公務員に対する意識が高くなってきている。

就職試験や資格試験対策として、学科・専攻・コースと連携して取り組んでいる内容は、以下の通りである。

生活文化学科では 1 年次後期から生活文化総合演習において、履歴書の書き方、服装、メイク、電話、接遇マナー、グループ模擬面接など就職試験対策講座を組み込んでいる。

生活文化学科食物栄養専攻では、資格取得のために栄養士実力認定試験対策講座を実施している。また、1 年次には栄養士としての主な就職先となっている総合給食受託事業会社の採用担当者による学内合同企業説明会を開催し、学生の企業研究と就職活動を支援している。

生活文化学科生活文化専攻では、資格取得のために、医療事務資格対策講座や病院の事務担当者を講師とする講習会を実施している。また、最近多くの企業の採用試験で適性検査として行われているＳＰＩ総合検査のための対策講座も実施している。

幼児教育学科では、就職試験対策として幼教就職講座を開講している。卒年次の就職試験をうける学生を対象とした講座で、卒業する学年の 4 月から 7 月まで 13 コマ実施している。この 13 コマを 2 つに分けている。公務員試験を受験する学生は、専門試験と教養試験の対策を中心に学び、公務員以外を受験する学生は、一般常識（漢字の読み書き）、論作文練習、面接練習、保育実技（手遊び、歌遊び、絵本読み聞かせ、制作物）を中心に学ぶ。また、最近は保育現場で外国人乳幼児が増加していることや、グローバルな保育者を育成するために、幼児教育・保育英語検定（令和元年度より保育英語検定から幼保英語検定に名称変更）を積極的に学ばせている。その成果として平成 29、30 年度、令和元年度の幼保英語検定は全国有数の合格率を達成した。

令和２年５月１日現在の進路状況は次の通りである。

学　　科	生活文化学科					幼児教育学科					合計
専攻･コース	食物栄養	%	生活文化	%	合計	幼教1部	%	幼教3部	%	合計	
卒業者数	47		49		96	82		69		151	247
就職希望者数	43		46		89	80		64		144	233
就職希望率%	91		93.9		92.7	97.6		92.8		95.4	94.3
就職内定者数	43		46		89	84		64		144	233
就職内定率%	100		100		100	100		100		100	100

	医療事務			25	54.3	25					0	25
	歯科助手			3	6.5	3					0	3
	一般事務	3	7.0	8	17.4	11					0	11
	医療秘書			3	6.5	3					0	3
	介護福祉					0					0	0
	栄養士	35	81.4			35					0	35
職	調理員	4	9.3	1	2.2	5					0	5
	商品開発			1	2.2	1					0	1
種	営業販売	1	2.3	2	4.3	3					0	3
	技術職			1	2.2	1	1	1.2	1	1.6	2	3
	情報			1	2.2	1					0	1
	公務員			1	2.2	1	19	22.6	13	20.3	32	33
	幼稚園教諭					0	19	23.8	13	20.3	32	32
	保育士					0	32	40.1	31	48.4	63	63
	保育教諭					0	9	11.3	6	9.4	15	15
	その他					0						
そ	進学	2		1		3	0		0		0	3
の	家事従事	1		0		1	0		2		2	3
他	パート	1		2		3	2		3		5	8

卒業生247名のうち233名が就職を希望し就職希望率は94.3％であった。就職希望率を高めるためにキャリア支援センターと卒業学年アドバイザーとの連携強化を図っている。就職内定率は５年連続で100％であった。資格や学びを活かした就職内定率は食物栄養専攻90.7％、生活文化専攻78.3％、幼児教育学科第１部98.8％　第３部98.4％（％は就職内定者数=100とする）であった。公務員合格者は生活文化学科1名、幼児教育学科32名であった。

四年制大学への編入学、専門学校への進学や留学を希望する学生に対し、個別に進学相談を実施している。編入学を実施している大学の実施要項を閲覧できるコーナーを設け、自由に閲覧してもらい、随時、進学相談を受け付けている。平成29年度は専門学校へ２名が進学した。平成30年度は四年制大学１名、専門学校１名、令和元年度は四年制大学２名、専門学校１名であった。なお、この三年間に留学している学生はいない。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

スクールバスを利用する学生が増えている。運行時間の調整が非常に難しい。開講時間に合わせて運行しているが、天候によって公共交通機関の遅延が生じ乗車できない学生がいる。また、最寄駅には本学専用のバス停はなく、ロータリー内で学生を乗降させているため一般利用者への妨げが懸念されている。また、大学構内にもスクールバスが乗り入れるようになれば、さらに学生の安全が確保できるのではないかと考える。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

なし

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価で記述した行動計画で実施した内容は以下の通りである。

シラバスに準備学習（予習・復習）の欄を設け、教科担当が学生に分かりやすく指示できるようにすることにより、教科レベルから学習時間の確保に取り組むようになった。学習時間確保、習熟度や学力の差に対する学習支援、生活や健康上の問題を抱えた学生に対し、教務部、アドバイザー、学科、学生支援部が、健康調査票、教育懇談会、学生面談などの媒体や機会を活用し、連携体制を取り生活支援を行っている。学生や保護者、地域社会のニーズに対応するためには、入学者受け入れの方針や学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、学習支援、生活支援の在り方等について、積極的に学外のステークホルダーからの意見聴取や評価を検討に活用している。幼児教育学科ではホームカミングデーを６月に開催し、卒業生からのアンケート調査を行い、内容を学生に直接フィードバックすることで、より実態に即した就職活動支援を実現している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学習成果の獲得に向けて、学力等の差、進度に合わせた教授の在り方について、全学的問題として改善に向けた検討ができておらず、FD 委員会を中心に検討していく必要がある。時代の要請や社会の変化に伴い、入試時期や回数、試験方法について検証が必要で、入学前の高大連携や卒業後の進路先との連携をもより充実し定期的に点検し、改善していく必要がある。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

［テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源］

［区分　基準Ⅲ-A-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
(2)　短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
(3)　専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
(4)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
(5)　非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
(6)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
(7)　教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分　基準Ⅲ-A-1 の現状＞

各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、平成24年11月に策定し、これに基づいて教員組織を編成している。教員組織については次表の通りである。

（令和２年５月１日現在）

学　科　名	専任教員数					設置基準で定める数		助手	備考
	教授	准教授	講師	助教	計	学科の種類による教員数	入学定員による教員数		
生活文化学科 食物栄養専攻	2	1	1	1	5	(4)		1	
生活文化学科 生活文化専攻	2	2	1	1	6	(4)		0	
幼児教育学科第１部	3	3	5	0	11	(6)		0	
幼児教育学科第３部	3	1	1	1	6	(2)		0	
一般教養担当	3	1	0	0	4		(4)	0	
計	13	8	8	3	32	(16)	(4)	1	

専任教員全体では20名（助手を除く）の必要数に対し32名が在籍している。学科あるいは本学全体いずれの単位においても、短期大学設置基準に定める必要人数を充足している。また、各学科の教育課程の編成・実施の方針に基づき、専任教員ならびに非常勤教員61名を配置している。専任教員32名の平均年齢は52.3歳（教授62.3歳、准教授52.4歳、講師40.3歳、助教41.0歳）となっている。助手の年齢は39.0歳となっている。

文部科学省の規定に幼児教育学科第３部に係る明確な基準がなく、必要教員数は設立当初から幼児教育学科第１部の半数でよいこととされてきた。しかしながら、教員免許関連の届出の際に明確な規定がないため、文部科学省の担当官が変わるごとに詳細な説明を求められている。

また、専任教員の年齢構成が高い方に偏っている（50歳以上が59.4％）ため、若手の採用や育成を通じて、教員年齢の偏りの改善を図っている。

専任教員の任用にあたっては、「愛知文教女子短期大学教員選考規程」及び「愛知文教女子短期大学教員選考基準」に基づいて、教育能力、研究能力及び人格・識見、学会・社会活動、経験、業績等を総合的に勘案して、本学の専任教員としての資質を確認している。これらは、短期大学設置基準に定める教員の条件を満たしている。

専任教員の昇任に際しては、前述の規程に定める昇任の条件が定められており、これらの条件を満たした者から、所属長（学科長）が人格・識見、学会・社会活動などを勘案して学長に候補者を推薦し、教授会の議を経て理事長が決定している。

【生活文化学科】

教員数は、食物栄養専攻が設置基準数教員４名と助手３名に対し、教員4名（教授、准教授、講師）と助手３名（内２名は助教が兼ねる）を配置しており、生活文化専攻が設置基準数４名に対し６名の専任教員を配置していて、短期大学設置基準に定める必要人数を充足している。

生活文化学科全体では、専任教員11名と助手１名、非常勤教員39名を配置している。

【幼児教育学科第１部、第３部】

教員数は、第１部が設置基準数６名に対し11名の専任教員を配置し、第３部が設置基準数２名に対し６名の専任教員を配置しており、短期大学設置基準に定める必要人数を充足している。

幼児教育学科全体では、専任教員17名と非常勤教員24名を配置している。

［区分　基準Ⅲ-A-2　専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。］

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1)　専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
(2)　専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
(3)　専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
(4)　専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
(5)　専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
(6)　専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
(7)　専任教員が研究を行う研究室を整備している。
(8)　専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
(9)　専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
(10)　FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
　　① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
(11)　専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ-A-2 の現状＞

専任教員は、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、担当する授業領域に関する研究活動を進めている。生活文化学科においては、食物栄養専攻において栄養士免許取得、生活文化専攻において医療秘書実務士をはじめとした（一財）全国大学実務教育協会による各種資格認定、また幼児教育学科では保育士資格取得及び幼稚園教諭免許状取得を目標とした教育課程を運営している。これらの内容については、法規により教育分野の審査が義務付けられている分野がある。実際には栄養士資格においては、「栄養士法」及び「同施行規則」に明記されている事項、

また保育士資格においては厚生労働省児童家庭局保育課の「教科目の教授内容」を、幼稚園教諭免許状においては、「教育職員免許法」及び「同施行規則」に明記されている事項の順守が義務付けられており、専任教員の研究活動においても業績記載なども担当教科に関して上記事項に沿って行っている。

教員個人の業績は本学ホームページに掲載し公開している。また、教員の研究活動状況は、教員の研究論文を年１回発行する本学研究紀要に掲載し、ホームページ（http://www.ai-bunkyo.ac.jp/library/kiyo）で公表し、研究成果を発表する機会を確保している。稲沢女子短期大学時代に創刊した研究紀要は平成30年度には第40号を発行した。また、大学全体として年度末に教員から年間の研究実績を「教育研究業績票」として提出を求め、取りまとめている。平成27年からは幼児教育学科は、学科の教育方針に基づいた研究内容を共同研究発表会で発表している。

専任教員の科学研究費補助金の獲得に関しては、学術研究部が主体となって、各教員に応募勧奨を行っており、平成28年度から30年度の３年間では４件応募があったが採用には至っていない。その他の外部研究資金の獲得では、平成23年度より、「（株）おとうふ工房いしかわ」との産学共同研究資金を（株）おとうふ工房いしかわより毎年度受けており、食物栄養専攻の教員が大豆及び大豆製品を利用した商品開発や、食物アレルギー対応レシピの研究のために有効活用されている。

専任教員の研究活動に関する規程に関しては、「愛知文教女子短期大学研究倫理規程」で定めており、学術研究が適正な方法で進められ、その信頼性、公平性を確保することを目的とし、研究者が研究を遂行する上で遵守すべき行動や態度の倫理基準を定めている。また、研究・教育の充実のために費用面での支援を行っており、「愛知文教女子短期大学研究費支給規程」に基づき、各教員は研究活動に必要な経費の補助費用を申請し、受け取ることができる。

教員の研究室は、各学科・専攻課程ごとに個室、２名又は３名に１室という形で確保している。なお、学生の実習指導などに複数での体制が有利な実習指導室、調理準備室などは複数教職員が共同で使用している。

専任教員の研究時間の確保については、希望すれば週１日ないし２日の研究日を取得することができる。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は特に整備されていないのが現状である。

FD 活動に関する規程は、愛知文教女子短期大学委員会規程の別表に定められており、これにより編成されたＦＤ・学術研究委員会が、以下の活動を行っている。

【学生による授業評価・満足度調査】

前期、後期の年２回、専任及び非常勤の全教員の任意の授業において、学生による授業評価と満足度調査を質問紙方式で実施している。内容は、「授業での学習状況」、「教員の教授行為」、「満足度」などである。

平成28年度からは、それまでの評価用紙を改変し、学生の予復習時間を尋ねる「学習状況」、教科書や視聴覚教材などの適正使用や教員の学生対応状況（私語指摘、携帯電話使用指摘など）、学生参加型授業であったかなどをたずねる「授業内容」、「教員による指定設問」について、５選択肢の数字を記入させる方式とした。また自由記述欄を充実させ、学生に授業の改善点、良かった点をより多く記述できるスペースを確保した。

授業評価・満足度調査実施割合

年　度	全科目数	実施科目数	対象科目における調査実施の割合
平成28年度前期	108	83	77%
〃　後期	113	87	77%
平成29年度前期	115	102	89%
〃　後期	115	92	80%
平成30年度前期	126	109	87%
〃　後期	120	103	86%

この調査の結果は学術研究部においてデータ処理・解析され、学長以下学科長及び当該教員にフィードバックされている。各教員は、結果を基に今後の授業内容の改善内容をレポートにまとめ、学長に報告しており、これらすべての内容を全教員の間で回覧するとともに、短期大学附属図書館にも配架することで、全学生にも公開している。

【教員相互の授業参観】

前期と後期の年２回、教職員が参観できる授業参観週間を設定し実施している。対象は常勤教員及び非常勤教員全員としている。参観した授業については、授業方法の良い点、改善すべき点、教育環境などについてのコメントを FD 委員会に提出し、当該教員にフィードバックするとともに、コメントを一括して全教員が閲覧できるようにしている。

【ＦＤ研修会】

学外から有識者を招いて、少なくとも年２回以上、全教職員を対象に開催している。「ルーブリック評価の理論と導入方法の実際」、「ICT 活用講座」「配慮が必要な学生への対応」「大学ブランドビジョンの共有」などを開催している。一方的な講義形式だけでなく、アクティブ・ラーニングも取り入れて教職員の学生支援、修学支援の体制を整えることを目的に行っている。

学習成果を向上させるための関係部署との連携に関しては、教員は、それぞれ所属の専攻、学科で定期的に行われる会議で議論を重ねており、教員同士の情報交換によって学生一人ひとりの学習成果だけでなく出席状況や生活面・健康面での状況を共有している。また、本学は事務分掌により、全専任教員に教務部、総務部、学生支援部、地域貢献推進部、学術研究部、キャリア支援センター、入試・広報センターの各部員としての職務が課されている。そして多くの教員が複数の部に所属するため、各部会での話し合いの内容、決定事項、確認事項が有機的につながり合い、連携を密にしている。

教員の研究力の向上と研究活動の活性化のため、平成28年度、平成29年度に研究費の増額を行った。

［区分　基準Ⅲ-A-3　学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。］

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1)　事務組織の責任体制が明確である。
(2)　事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
(3)　事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
(4)　事務関係諸規程を整備している。
(5)　事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
(6)　防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
(7)　SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
　① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。

(8)　日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
(9)　事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ-A-3 の現状＞

令和２年５月１日現在の職員は総数36名いるが、専門職員等、技術職員、兼任職員を除くと専任事務職員は19名のみであり、そのうちキャリア支援センター専任３名、入試・広報センター専任が６名及び実習支援室専任１名となっている。事務センターは10名という少ない人員でそれぞれが複数の部に属する業務を担当している。運営機構の各部には、教員とともに職員も配置されていて、教職員が一体となって全学的見地から業務を行う組織となっている。

（令和２年５月1日現在）

職　　種	専任	兼任	計
事務職員	21	4	25
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	1	4	5
その他の職員	2	4	6
計	24	12	36

愛知文教女子短期大学管理運営組織及び事務分掌規程により、それぞれの組織の責任者と構成員を決め、教職員全員に配布し責任体制の明確化を図っている。事務センターの職員は10名である。個々の事務については専門的な職能を有しているが、国・県などの条例・規則等の研修を受ける機会が少ないこともあって、特別に専門性に優れているとは言い難い。それぞれが担当している事務事業について間違いがないように的確に取り組んでいるが、専門性を身につける必要があると考える。さらに、情報の共有化を図り個人の仕事から組織としての仕事に転換する必要があると考える。

事務関係諸規程は「愛知文教女子短期大学管理運営組織及び事務分掌規程」、「愛知文教女子短期大学委員会規程」、「愛知文教女子短期大学文書管理・処理規程」、「愛知文教女子短期大学文書保存に関する細則」、「愛知文教女子短期大学公印規程」、「愛知文教女子短期大学教職員勤務規程」、「学校法人足立学園経理規程」、「学校法人足立学園出張旅費規程」などの規程を整備している。事務専門部署は、事務センター、キャリア支援センター、入試・広報センターがあり、インターネットが使用できるパソコンは一人に１台貸与されており、プリンターなどの必要な備品も整備されている。事務センター内には学習成績等の入力をするためのパソコンコーナーを整備しており、隣接する部屋には教職員が自由に使用できる印刷機、複写機、裁断機などが設置してあり、情報機器及び事務用備品は十分に整備されている。

「愛知文教女子短期大学衛生管理規程」、「愛知文教女子短期大学危機管理規程」、「愛知文教女子短期大学防災規程」を定めており、さらに危機管理、防災対策の具体的な行動指針として「安全管理マニュアル」、「地震防災マニュアル」、「学生寮地震防災マニュアル」を整備して全学生を対象とした「避難訓練」に活用している。また学生全員分の非常食等の備蓄や地元警察署に依頼して交通安全・防犯講話等を受講させている。二つある学生寮においても「学生寮地震防災マニュアル」に基づき避難訓練や消火訓練などを地元消防署の指導のもと毎年実施して防災対策に万全を期している。また、平成24年度に稲沢市と「災害時における協力体制に関する協定書」を締結し地域住民の避難場所としての役割も担っている。また、情報のセキュリティ対策では、個人情報に係る書類は大金庫に保管し、情報機器においては、サーバーのウイルス駆除サービスを受け、未然に外部からの不正行為に対処している。データについては、サーバーコンピュータの本体には保管せず、外部記憶媒体を使用しており、その記憶媒体の学外持ち出しは厳禁している。

平成22年度から「愛知文教女子短期大学委員会規程」に SD 委員会を追加整備し、SD の活動を学内のほかの委員会と同様となるように改善した。事務部、キャリア支援センター、入試・広報

センター、附属図書館などの事務職員等の能力開発・資質向上等、人材育成を図る観点から、SD活動の重要性は十分認識しており、これまでは外部の研修会等への参加はほとんどなかったが、これに積極的に参加させるように改善した。

日常業務遂行の中で、職員が気づいた点や改善点などを発信できるような環境づくりを心がけ、事務処理の改善に努めている。また、事務職員は、複数の部署にまたがる業務を遂行しているので、関係部署との連絡調整など緊密な連携を図っている。

［区分　基準Ⅲ-A-4　労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　教職員の就業に関する諸規程を整備している。
(2)　教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
(3)　教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分　基準Ⅲ-A-4 の現状＞

教職員の就業に関する規程としては、従来、「学校法人足立学園勤務規程」等を適用していたが、平成21年４月から「愛知文教女子短期大学教職員勤務規程」を施行、これに先駆け「愛知文教女子短期大学臨時職員勤務規程」も平成21年２月から施行し、これに基づいた運用がされている。また、毎年４月に新規採用教職員を対象に、就業に関する規程や学内ルールをはじめ、建学の精神、教育理念、教育方針等について研修を実施している。また、主な規程を本学ホームページに掲載し、教職員が閲覧できるようにしている。それにより教職員の勤務条件、給与条件及び福利厚生あるいは教職員の任用及び昇任などはそれぞれの規程に従い適正に運用されている。

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

本学のような規模の小さな短期大学では、教職員数に限りがあり、一人が複数の組織の構成員となっているため、負担が大きくなっている。しかしながら、経営上経費の増加は極力抑えなければならないため、小さな組織で大きな効果を発揮できる組織の在り方を検討していかなければならい。その中でも、専門的知識の取得や能力・資質の向上を図る努力を継続しなければならない。このことは職員一人ひとりが「情報リテラシー」を意識し、効率的な情報収集に務めることにより小さな組織で大きな効果を発揮できる体制に近づけたい。

年間行事の増加や学生増に伴って、教職員の業務量が増してきている状況にあり、その解消のため、スタッフミーティングを通して情報の共有化を図り、事務分掌・業務内容の見直し及び効率化を図り、教職員の意識の改革や士気の向上を目指している。

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

なし

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

なし

［テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源］

［区分　基準Ⅲ-B-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設

設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
(2) 適切な面積の運動場を有している。
(3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
(4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
(5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
(6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
(7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
(8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
(9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
(10) 適切な面積の体育館を有している。

＜区分　基準Ⅲ-B-1 の現状＞

本学キャンパスは、愛知県稲沢市稲葉の１か所のみである。校舎敷地は6,368.23㎡、運動場用地1,686.26㎡、その他地5,279.20㎡、用地合計13,333.69㎡であり、校舎は12,668.29㎡で、短期大学設置基準面積を十分に満たしている。バリアフリー対策は、Ⅰ・Ⅱ号館には外部からの出入り口にスロープを設置し、エレベータを利用して上層階の教室等へ行くことが可能となっている。また、Ⅱ号館１・２階・３階に多目的トイレが設置してあり、車椅子が利用可能となっている上、特に２階には、幼児用トイレを設置して、乳幼児同伴の方に配慮している。Ⅲ号館でも、１階に幼児用トイレを併設する多目的トイレがあり、また地下駐車場からエレベータを利用して上層階へ行くことが可能となっているなどバリアフリーにも配慮して、研究所に来校する地域住民の方の便宜を図っている。

授業等を行うための講義室21室、演習室31室、実験・実習室８室、情報処理室２室を有しており、教育上支障をきたすことはない状況である。また、附属図書館（Ⅰ号館２階）は、面積462㎡、蔵書数45,000冊余のほか雑誌、ビデオ再生機器などを蔵している。閲覧座席数は44席、ビデオ鑑賞席３席、図書検索用パソコン３台を設置している。また、図書の購入・廃棄は図書選定委員会で審議・決定している。なお、学生や教職員が希望する図書を購入できるよう毎年２回、希望図書の要望も受け入れている。運動施設は、949.25㎡の体育館及びオムニコート２面のテニスコートを有している。

学生食堂については、平成28年度文部科学省の私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金を活用して、テーブル、机、スクリーン、プロジェクター一を整備して、地域貢献を目的として、地域住民にも開放できる地域交流ホールに機能拡充した。

[区分　基準Ⅲ-B-2　施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
(2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
(3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
(4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

(5)　コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
(6)　省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分　基準Ⅲ-B-2 の現状＞

施設設備については、「学校法人足立学園経理規程」、「学校法人足立学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人足立学園資産運用規程」が整備されていて、これら諸規程に基づいた処理が適切に行われている。

自然災害、重大事故、犯罪、伝染病などに対応するために「愛知文教女子短期大学防災管理規程」、「愛知文教女子短期大学危機管理規程」、「愛知文教女子短期大学衛生管理規程」、「安全管理マニュアル」、「地震防災マニュアル」を整備しており、あらゆる機会をとらえて学生及び教職員に周知徹底を図っている。また、火災報知器・緊急通報・放送システム、消火栓、防火扉の定期点検を専門の業者に依頼するとともに、全学避難訓練や消火器訓練及び防災啓発活動を実施して、防災意識の向上に努めている。また、重大事故や犯罪などの危険に対しての対応については「愛知文教女子短期大学危機管理規定」を整備し、さらに伝染病対策や精神衛生面などの対応については「愛知文教女子短期大学衛生管理規定」を整備している。学生に対しては「学生生活ガイド」などを通じて、また教職員には会議などあらゆる機会をとらえて周知徹底を図っており、実際に全学避難訓練や消火器訓練及び防災啓発活動を実施して、想定できるあらゆる危機に対応できるよう努力している。

情報機器においては、サーバーのウイルス駆除サービスを受け、未然に外部からの不正行為に対処している。また、データについては、サーバーコンピュータの本体には保管せず、外部記憶媒体を使用している。記憶媒体の学外持ち出しは厳禁している。特に、教務関係の成績データや学生の個人情報については、外部から侵入できない独立のパソコンで管理している。また日頃から個人情報の取扱いについては、会議などで注意を喚起している。

省エネ対策については、環境保全の教育を実施するとともに、校内に「省エネルギーへの協力依頼」のステッカーを掲示し、照明の削減等を実施している。また、ゴミ箱の整備も実施し、廃棄物の分別回収を全学的に推進している。

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

校地、校舎面積とも短期大学基準は十分満たしているが、キャンパス全体が手狭であるため、施設の汎用性の向上等、現在の物的資源を効率的に運用することを検討する必要がある。また、研究所主催の各講座や文教おやこ園などで来校者が多く、古くなった施設設備の改修が喫緊の課題であったが、令和元年度から外壁修繕の大規模改修に着手した。

機器・備品については、各学科の授業を行うにあたり必要とされるものは充足し更新もしているが、使用状況や必要性等を踏まえ、優先順位に基づく機器・備品の更新も重要な課題であるが学内の予算だけでは大幅な更新は見込めない。

新耐震基準で建てられた建物ではあるが、建築後30年以上経過して配管・配線などの設備面での老朽化が進行しているため随時修繕作業を行い適切な維持管理を心掛けている。特に防災設備については近い将来起こりうる大規模地震対策として早急な更新が必要となっている。

そして、地球環境の保全のための節電・省エネも継続的に呼びかけていくと同時に施設設備の節電・省エネ化を推進することが重要である。

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

なし

［テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

［区分　基準Ⅲ-C-1　短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

(2)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

(3)　技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

(4)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

(5)　教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

(6)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

(7)　教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

(8)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分　基準Ⅲ-C-1 の現状＞

ICT 教育に関わる施設・設備として２つの教室（パソコン教室、インターネット教室）を設けており、学生のコンピュータ関連技術の習得と活用に大きく貢献している。両教室には、サーバーコンピュータ２台、教員用パソコン２台、学生用パソコン84台があり、それらをフル活用して情報教育を実施している。OS（オペレーティングシステム）やアプリケーションソフトは、設置時の最新版を導入している。

学生には、情報技術のトレーニングとして、OA 機器操作の基礎から始め、それを使いこなす情報リテラシーを身につけさせ、併せて情報モラルや情報マナー、情報の重要性と危険性を理解させている。教員にもメール等の活用、視聴覚教育機器活用についてのセミナーを適宜実施している。

ICT 環境のハードウェアは定期的に更新しており、学生が社会に出た時の OA 環境にも対応できるようにしている。

学内 LAN の整備については、必要に応じて増設されてきたため、全体として整備されて構築されているとは言えない状況である。

新しい情報技術の授業への活用は、講義のない休暇等の期間を利用して FD・学術研究委員会、SD 委員会が中心になって行う講習会で、随時に情報技術のスキルアップを図っている。

＜テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

パソコン教室・インターネット教室が所有するハードウェアはリース物件であり、４～５年間のサイクルでの更新となるため、社会の ICT 環境の変化への対応が遅れがちになる。基本的な学内 LAN は整備されているが、校舎は LAN 構築を考慮していない構造なので、大規模なネットワーク障害にも対応できるよう、今後新たに学内 LAN の構築をする必要がある。

＜テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

パソコン教室・インターネット教室が所有するハードウェアはリース物件であり、４～５年間のサイクルでの更新となるため、社会の ICT 環境の変化への対応が遅れがちになる。基本的な学

内 LAN は整備されているが、校舎は LAN 構築を考慮していない構造なので、大規模なネットワーク障害にも対応できるよう、今後新たに学内 LAN の構築をする必要がある。

＜テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞
なし

［テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源］

［区分　基準Ⅲ-D-1　財的資源を適切に管理している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
- ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
- ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
- ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
- ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2)　財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分　基準Ⅲ-D-1 の現状＞
≪学校法人の現状≫
学園全体の資金収支の状況は、次年度繰越支払資金が平成 29 年度から令和元年度において増加していることから安定した状態が続いているといえる。
教育活動資金収支差額は、過去 3 ヵ年ともに黒字であるが、定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)では、本学園は平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度ともに「B0」となっており、経常収支差額が 3 ヵ年ともに赤字であったことによるものである。
令和元年度の経常収支差額は、短期大学の施設の修繕費支出が大きく影響を与えており、この一過性の経費を除けば収支のバランスは取れている。
短大を除く大学、三つの幼稚園（短期大学附属第一幼稚園、附属萩原幼稚園、附属一宮東幼稚園、）は、黒字である。

事業活動収支の状況として、基本金組入前当年度収支差額は、過去3ヵ年ともに赤字となっているが、教育活動収支差額と同様の理由で、特に令和元年度は赤字が増額している。これは短期大学の一過性の支出の影響と考えており、これを除けば収支のバランスは取れている。
事業活動収支比率は、平成29年度は△3.4%、平成30年度は△1.3%、令和元年度は△4.1%となっている。

【法人全体】資金収支の状況（単位：千円）

年　　度	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)
収入金額	2,250,411	2,276,011	2,294,969
支出金額	2,196,587	2,179,625	2,180,895
次年度繰越支払資金	1,059,209	1,155,595	1,269,669

【法人全体】経常収支差額　（単位：千円）

年　度	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)
金　額	△77,446	△27,125	△78,417

法人の貸借対照表から見た財務状況は、本学園は借入金等の外部負債のない経営を維持しており健全な状況である。

≪短期大学の現状≫

事業活動収支の状況として、短期大学の経常収支差額の推移は、平成29年度は△10,191千円、平成30年度は△37,375千円、令和元年度は△133,385千円となり、事業活動収支差額比率は、平成29年度は2.0%、平成30年度は△4.7%、令和元年度は△18.4%と推移している。
平成29年度は、食物アレルギー教育研究トレーニングルーム及びアレルギー対応食調理方法開発の収録及び編集システム等の補助金として私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費)の申請及び私立大学研究ブランディング事業の採択により、関連経費の増大が主な理由である。
平成30年度は、入学生数が入学定員の1.4倍以上超過した学部があったため、経常費補助金が対前年度より△42,586千円の減少となり、加えて学生数の増加に伴い、教育研究経費が10,573千円の増加となりマイナスが大きくなった。
令和元年度は、赤字額が大きく増加しているが、これは短期大学の校舎の1号館、2号館ともに築35年以上を経過して、専門業者による点検の結果、地震発生時に外壁が落下する可能性が高いことが判明した。いつどこで起こるかわからない地震の発生時における学生等の生命、安全の確保のため早期に対策をすることが不可欠として指摘されたものであり、また校舎の老朽化に伴う屋根等の防水工事も併せて行うこととなった。
この工事を令和元年度～2年度の2ヵ年にわたり行うことが決定された。令和元年度はこの工事に係る経費が経常収支差額に大きく影響を及ぼしている。

活動区分資金収支計算書の教育研究活動のキャッシュフローでは、黒字を計上しており、短期大学の存続を可能とする財務体質が維持できている。

退職給与引当金は、公益法人私立大学退職金財団等に、それぞれの所要の掛金を支払って退職金の交付を受けている。
退職給与引当金は、期末要支給額の100%を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した額を計上している。

資金運用については、学校法人足立学園資産運用規程に基づき、適切に行われている。平成29年度には、有価証券に関する基準内規を設け、運用がより安全に適切に行われるようにしている。

学園全体においての教育研究経費比率は、平成29年度29.8%、平成30年度29.9%、令和元年度30.9%と推移し、短期大学においては、平成29年度27.5%、平成30年度29.1%、令和元年度39.1%となった。教育研究経費(施設設備及び図書等の学習資源)については年次計画に従い適切

に予算化が行われている。
公認会計士は、毎年 11 月頃より次年度の 5 月頃まで来学して監査を行い、計算書類、財産目録等は学校法人の経営状況及び財産状況を適切に表示しており、公認会計士の監査に対しても適切に処理できている。
寄付金の募集は、現在特定公益増進法人としておこなっている。今後、受配者指定寄付金の申請手続きを進めていく計画である。
また、学校債の発行は行っていない。
定員充足率に関して、短期大学の学生数の推移を見てみると、かつて減少傾向が続いて、平成 22 年度の収容定員充足率 48.1%(260 人/540 人)が最も少なかったものの、その後増加に転じ、平成 29 年度 109.2%(557 人/510 人)、平成 30 年度 118.8%(606 人/510 人)、令和元年度 113.1%(577 人/510 人)、令和 2 年度 107.6%(549 人/510 人)で平成 27 年度より収容定員充足率 100%以上を維持している。しかし、平成 30 年度は入学定員の超過による経常費補助金の減額があったため、令和元年度より入学者数の是正を行っている。
経常収支差額は、平成 28 年度までは黒字であったが、平成 29 年度は、学生数の増加に伴う開講クラスの人件費の増加と私立大学研究ブランディング事業等の関連経費の増加、平成 30 年度は、入学定員の超過による補助金の減額、令和元年度は、2 ヵ年にわたる愛知文教女子短期大学外壁等改修工事の経費によりマイナスとなっている。
学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定の上、事業計画と予算を速やかに関係部門に指示をしている。
年度予算は適正に執行し、日常的な出納業務を円滑に実施の上、経理責任者を経て理事長に報告している。
資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳(TKC 会計システム)で適正に管理している。
月次試算表は、毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[区分　基準Ⅲ-D-2　日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　短期大学の将来像が明確になっている。
(2)　短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
(3)　経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
　① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
　② 人事計画が適切である。
　③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
　④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
(4)　短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
(5)　学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

［注意］
基準Ⅲ-D-2 について
(a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
(b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分　基準Ⅲ-D-2 の現状＞

将来ビジョンのテーマを「ひとを想う挑戦」とし、自学の存在意義を、「一生涯生き甲斐ある幸せな生活を送ることができる女性を育てる」ことを建学の精神とし、将来ビジョンを設定した。具体的には下記のとおりである。

①【教育ビジョン】高度な教養と専門性を備えた専門的人材を育成する。

②【研究ビジョン】創造的研究に取り組み、産業界・教育界から評価される研究成果を発信する。

③【社会貢献ビジョン】地域に必要とれる短大を目指す。地域のニーズに対応し、地域社会と協調を図りながら、研究・教育成果を用い地域発展に貢献する。

④【経営ビジョン】中長期にわたる収支の適正化

本計画は、将来構想委員会において構想を決定し、案を理事会において議決された後に本学の教授会などで教職員に説明し、周知している。

また、本学では平成 27 年度から設けられた将来構想会議において、本学の強み・弱み対策が、学科別に検討され自己分析を行うことにより、強みは特色として強調し、弱みは弱点克服のための対策の実現化を行うこととなっている。

平成２９年度からは、新たに IR 推進部として情報の収集、分析を行い、学内外に情報の提供等を目的として設置した。

平成２３年度より５ヵ年にわたる経営改善計画を文部科学省へ提出していたが、平成２８年度より独自の経営改善計画として中期計画を策定し、引き続き学園及び短期大学の将来像を見据えることを可能にしている。経営改善計画は、学生数の確保の目標及び学納金計画、並びに具体的に人員配置を伴う人事計画を反映させたものとなっている。安定的な学生数を確保していくためには、施設設備の充実も、重要にファクターである。収支状況を鑑みて、施設設備計画を策定していく予定である。理事会において議決された議事、案件等の情報は、教授会において報告を行い、情報の共有化が図られている。また、予算策定時において、重要事項については企画会議において適宜意見聴取を行っている。

外部資金の獲得については、国の補助金を積極的に活用すべきチャレンジを試みている。

平成 26 年度から平成 29 年度まで私立大学等改革総合支援事業のタイプ 2 に４年連続で採択されており、また平成２８年度には文部科学省の私立大学研究プランディング事業(平成 28 年度補助金額 32,832 千円、平成 29 年度補助金額 39,000 千円、平成 30 年度補助金額 40,000 千円、令和元年度 24,000 千円)の採択を受けている。

平成 28 年度、29 年度の２ヵ年は「生涯保育士を目指す大学・地域・保育所の連携型教育プログラム」として文部科学省委託による受託事業が採択された。

また、令和元年度より２ヵ年にかけて校舎の外壁改修工事に伴う補助金(私立学校施設整備費補助金)により、老朽化した校舎の改修工事を行っている。

遊休資産の処分等は行っていない。

本学の特色を生かした教育研究活動等を積極的にホームページやガイダンス等で広報し、学生確保に努めている。しかし、４大志向の高まりに加え１８歳人口の減少により、入学者の確保には大変厳しい状況である。安定した財政基盤を作っていくには学生生徒等納付金収入を安定的に確保していくことが重要である。

財務情報や事業報告書等は法令に則り、ホームページに掲載し、教職員の情報共有に努めている。

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

生活文化学科及び幼児教育学科の定員充足を達成して、学納金等は増加しているが、学生数の増加に伴う関連経費の増加を、入学定員の超過による経常費等補助金の減額により~~事業~~基本金組入前当年度収支差額は、平成３０年度よりマイナスに転じている。今後は、入学定員の管理の徹底と経費の削減に努め、適切な財務体質につなげていきたい。

私立大学研究ブランディング事業が終了したところで、今後はさらに予算管理を徹底していくことが重要である。

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

なし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

人的資源において、教員及び事務職員の補充はあるものの、働き方改革の面においては今後検討の余地がある。

物的資源においては、老朽化に伴う改修を順次進めているところである。

財源資源においては、定員充足により学納金等は増加しているが、平成３０年度に入学定員超過による補助金の減額を受けたことを踏まえ、定員管理には厳重な注意を払っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

人的資源においては、少ない教職員での運営ではあるが、個々の教職員の能力をレベルアップするとともに、相互協力を今以上に図る必要がある。そのためには、お互いの仕事を理解するための職場内研修等の開催を検討していきたい。また、専任教員については、教員相互の授業参観を実施しており、外部から講師を招いて授業方法の研修も実施しているが、絶対数に余裕のない現状なので、研修・研究に十分な時間が取れていない。

事務職員についても、個々の職員の能力向上への研鑽は必要である。

物的資源においては、校地も校舎も十分基準は満たしているが、校舎は築35年以上経過しており、配管設備や部屋の内装等が老朽化しているので、今後も年度計画を策定して、改修を実施していきたい。また、備品や OA 機器等も耐用年数を勘案して優先順位を決め順次更新を図っていきたい。

財的資源については、経営基盤の安定化を図るため、収入の確保が重要な要素である。学納金等に加え、外部資金も獲得して施設設備、機器・備品の更新を行う。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

［テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］

［区分　基準Ⅳ-A-1　理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
- ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
- ③ 理事長は、毎会計年度終了後２月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2)　理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
- ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
- ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3)　理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
- ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
- ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分　基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、学園創立者である校祖足立闇励の孫にあたり、昭和５８年４月より稲沢女子高等学校教諭に就き、その後大成中学校校長、大成高等学校校長を経て、平成１８年度に法人分離の際、愛知真和学園の理事長に就任した。平成２０年４月より足立学園理事長を兼務することとなり現在に至っている。本学園の建学の精神及び教育理念・教育目標については、他の誰よりも理解するとともに学園の発展に寄与できる者である。平成28年度「教育者文部科学大臣表彰」を受賞した。

日常において教学面における諸問題が発生した場合には、学長は速やかに理事長と協議し、意思疎通を図っている。また、機会があるごとに理事長からの講話で学生、教職員に対し学園の歴史・経緯等の説明がある。

私立学校法に従い理事会は、評議員会及び監事によってガバナンスを確保した業務執行を図っている。

私立学校法の一部改正に伴う寄附行為の変更(2020年４月１日施行)については、理事会において審議し、議決を経た上で、寄附行為の変更認可申請を行い、令和２年３月１６日付け元文科高第1073号で学校法人寄附行為変更認可書を受理した。

また、寄附行為第１４条により、理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。と定められており、理事長は、この法人を代表し、その業務を総理している。

決算案及び事業報告は、毎会計年度終了後２か月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経て評議員会に報告し、諮問している。

理事会の会議は、寄附行為に基づいて開催運営している。寄附行為第１７条により、理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。理事会は理事長が招集し、理事長が議長を務めている。また、理事長は理事総数の３分の２以上の理事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から７日以内に理事会を招集しなければならないとしている。

理事会は、寄附行為に別段の定めのある場合を除き、理事総数の過半数の理事が出席をしなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第１３項の規定により除斥のため過半数に達しないときは、この限りではないとしている。

常任理事会では、自己点検・評価報告書における課題について確認をすることで必要な情報を収集し、短期大学の運営において法的な責任があることを認識している。

理事会は、学園運営に必要な情報を収集するために日本私立短期大学協会の会合や学校法人の運営に関する協議会などに理事が参加し、積極的に外部の情報の収集に努めている。また、理事会は、理事長のリーダーシップのもと、私立学校法、学校教育法等の法改正に対して迅速に対応を図っている。平成２８年１月より、さらなる機動的かつ戦略的な学校法人運営を行うため、常任理事会を設置した。常任理事会は、日常の業務運営における意思決定機関としての役割を持っており、毎月１回、大学と短期大学とを交互に開催場所として行っている。常任理事会の基本とするメンバーは、理事長、大学学長、短期大学学長、学校法人本部長（大学事務局長兼務）となっている。理事長が必要と認めた場合は、常勤の理事以外の理事も常任理事会に出席することができ、理事長は必要に応じ、副学長、学部長及び事務長等を出席させることができる。さらに、常任理事会においては、短期大学教授会で審議された議題についても、速やかに理事長へ報告することができ教授会との連携を密にすることが可能となった。

学校法人及び短期大学の運営に関し必要な規程は整備されている。また、学校法人足立学園寄附行為及び役員等の報酬等に関する規則は、ホームページにおいて公開している。

理事会における理事の構成は、私立学校法第35条に基づく寄附行為第６条(理事の選任)の規定により選任されている。宗教法人本養寺から推薦された者１名、この法人の設置する学校の校長のうち理事会において選任された者２名、評議員の互選によって定められた者１名、学識経験者のうちから前各号の規定により選任された理事の過半数の議決をもって選任された者３名で構成されている。理事長は宗教法人本養寺から推薦された者より選出されている。また、学内理事として、短期大学学長、愛知文教大学学長、法人本部長が理事に参画しており、理事は建学の精神を理解し、法人の健全な経営についての学識及び識見を有した者で構成されている。

寄附行為第１０条第２項第４号において、「私立学校法第３８条第８項第１号又は第２号に掲げる事由に該当するに至ったとき」と退任の事由を規定している。

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

理事会は、理事長のリーダーシップのもと、経営課題や大学教育に対して積極的かつ真剣な議論が行われているが、今後も現在の状況を維持していく事が必要である。

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

［テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］

［区分　基準Ⅳ-B-1　学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。

⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2)　学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

① 教授会を審議機関として適切に運営している。

② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

⑤ 教授会の議事録を整備している。

⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分　基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長は、リーダーシップとガバナンスを発揮し、建学の精神と教育理念・教育目標に基づき、大学運営の責任を担い、その推進と教育の質の向上及び教育方法の継続的な進展と、短期大学の向上・充実に向けて努力している。学長は、愛知文教女子短期大学学長選考規程に基づき教授会で候補者として選出され、理事会において選任されている。

学長は、愛知文教女子短期大学学則・愛知文教女子短期大学教授会規程に基づいて教授会を開催し、短期大学の教育推進上の審議機関として適切に運営している。

平成27年度に学長のリーダーシップのもとに将来構想会議が立ち上がり、短期大学の10年、20年後の姿について議論し、将来的な構想をプランニングすることとなった。この会議では、大学の中長期計画と３年間のアクションプランを策定し、事務分掌の改変や教学面の改革など、大学教育の根幹に関わる事柄について議論を深めている。その成果として、平成28年度は文部科学省「私立大学研究ブランディング事業」、「成長分野における中核的専門人材養成等の戦略的推進事業」、「私立大学等改革総合支援事業　タイプ２：地域発展」等に採択された。

毎週水曜日には学長、法人本部長も出席する企画会議が開催されている。ここで議論されたことが教授会に出され最終的な意思決定となるが、企画会議においても大いに学長のリーダーシップとガバナンスが発揮されている。平成28年度には、大学のさらなる活性化のために学長から学長裁量費について提案があり、決定された。

教授会は、愛知文教女子短期大学教授会規程に基づき開催している。なお、併設大学との合同教授会は想定していないので、これに関する規程は制定していない。

教授会の議事録は、これを整備し保存している。また、教授会は、学習成果、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに対する認識を有している。さらに、学長は、FD・学術研究委員会、カリキュラム委員会、実習指導研究委員会、図書選定委員会、入試委員会など、教育上の委員会を委員会規程に基づいて設置し、適切に運営している。

また、学長は学生募集にも、高校訪問等積極的に参加し、現場での本学の評価をきめ細かく察知し、それを持ち帰り教授会、企画会議、各種委員会での発言等に反映され、入試広報分野を始め各方面での学長のリーダーシップが発揮され、職員のモチベーションも高まっている。

＜テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

学長は学校運営をスムーズに行い向上させるために常にリーダーシップを発揮しているが、今後も継続していく必要がある。

＜テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

なし

［テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンス］

［区分　基準Ⅳ-C-1　監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。

(2)　監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。

(3)　監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後２月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分　基準Ⅳ-C-1 の現状＞

監事は、寄附行為第16条(監事の職務)に基づき、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行について適宜監査を行い、理事会・評議員会には毎度出席して意見を述べている。また、公認会計士と監事との質疑応答、意見交換を行う場を設け監査機能の充実・強化を図っている。

［区分　基準Ⅳ-C-2　評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　評議員会は、理事の定数の２倍を超える数の評議員をもって、組織している。

(2)　評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分　基準Ⅳ-C-2 の現状＞

本学園の評議員会は、足立学園寄附行為第20条から第23条に規定され、それに基づき適切に開催されている。評議員数は、第20条に15人以上21人以内と規定され、第24条において評議員の選任が規定されている。現在、評議員会は15名で構成されており、理事７人の２倍以上の人数となっている。

［区分　基準Ⅳ-C-3　短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公

表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

(2)　私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

＜区分　基準Ⅳ-C-3 の現状＞

資産及び資金の管理と運用は、適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。財務情報については、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき公開している。

＜テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

監事は非常勤であるので、日常的に業務を遂行することは厳しく、年数回しか意見を聞くことができない状況である。

今後さらに変化の激しくなる社会情勢の中で、理事会の経営判断は大変厳しいものになると予測されるので常任理事会が中心となり、一層の意見交換、意思統一が重要となってくる。

＜テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

なし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教授会での決定事項や報告事項の議事録を事務センターに置き、誰でも閲覧できるようにするとともに、全職員対象に伝達する機会を設け、正しく迅速に伝えられるようにしている。また、学長の方針及び大学の目標が全教職員へ迅速に周知徹底されるため、教職員と個人面談を行い、お互いに理解を深める機会を増やし、教職員の意見を聴取し、さらなる改善に向けた組織作りを目指している。

新設された学長裁量経費支出規程（運用内規）の活用により、学外の優れた取組みに触れる機会を増え、学長のリーダーシップが発揮されている。

平成 28 年 1 月より設置された常任理事会は、議題の内容に応じ、常勤の理事以外の理事や、副学長、学科長及び事務長等を出席させることができ、緊急の対応が必要な場合及び日常の業務運営における意思決定を迅速かつ効果的に行う事に繋がっている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

大学経営は18歳人口の減少とともに、日本経済の先行きも不透明な中、安定した経営を行うことが非常に困難な状況になることが予測される。100周年を目指し、ブランドビジョンである「人を想う挑戦ー凛として活発な、地域と社会に貢献しつづける女性を育てる、愛知文教女子短期大学」を目指していく。

そのためには、掲げた将来像に向かって、理事長、学長のリーダーシップの下、教職員間の連携強化、地域貢献、教学マネジメント改革・強化を進めていきたい。